毛利晶著『一つの市民権と二つの祖国—ローマ共和政下イタリアの市民たち』(京都大学学術出版会、2022年)

藤野奈津子

【まえおき】※

『一つの市民権と二つの祖国』という魅力的なタイトルは、本書に「序章」として収められた 2000 年の論攷「地域統合と伝説―ローマによるラティウム・カンパーニア地域の統合とアエネーアース伝説」¹の冒頭で印象的に登場する。言うまでもなくそれは、「ローマ共和政末期の政治家で、流麗なラテン語を駆使した数**多の著書や弁論によってルネッサンス期の人文主義者たちを魅了」していくマールクス・トゥッリウス・キケローの一節に由来する。本書に通底する問題意識を明らかにするため、少し長くなるけれども、著者による翻訳のまま以下に引用しておきたい。キケローが語るには、「確かに私の考えを言えば、あの人(マールクス・ポルキウス・カトー)にもすべてのムーニキペース(ムーニキピウムの市民)と同様に二つの祖国がある。一つは自然の繋がりによって結ばれた祖国、もう一つは市民権上の祖国だ。あのカトーを例に言えば、彼はトゥスクルムで生まれたけれど、ローマ人民の市民団に受け入れられた。か

^{※「}本文・脚注の[(半角)]内は評者が補ったもの

^{※2}本文・脚注の傍点はすべて評者が打ったもの

^{※3}本書の文献目録にあるものは「著者名(発行年)」での引用を基本とした 「濱下武志・川北稔編『地域の世界史 11 支配の地域史』(山川出版、2000年) 250-288頁 [本書はこのうち 255 頁までの内容を受けている]。

くして彼は、出自はトゥスクルム人だが市民権の点ではローマ人、 一つを出生地としての祖国、もう一つは法的な祖国として持ってい た。……しかし大切に思うことではあの祖国、市民団全体に国家(レ ース・プーブリカ)の名を与えているあの祖国が優先されなければ ならない。私たちはこの祖国のために死に、全身を捧げ、あたかも 神に奉納するかのごとく私たちの持ち物すべてを差し出さなけれ ばならないのだ。けれども自分を生んでくれた祖国を愛する気持ち が、私たちを受け入れてくれた祖国を愛する気持ちにほとんど劣ら ないのも事実、だから私はここが自分の祖国であることを否定する つもりはない。たとえローマの方がより大きく、ここアルピーヌム はローマに包み込まれているにせよだ」²[p.3.]、と。著者はまた同 じくアウグストゥス期の叙述家リーウィウス[パタウィウム=パド ヴァ出身]にも触れ、かれらのなかに共通する"複雑"な心情・メンタ リティーを読み取っていく。そして、こうした想いが生じたのは「前 1世紀初頭に起こったいわゆる同盟市戦争の結果イタリア半島に住 む自由人住民(ラテン人とイタリキー3)がローマ市民権を附与され るなかで | [p. 4.]のことだと述べる。

本書における著者の関心は、いったいどこに・何に向けられてい

² Cic. Leg. 2, 2, 5.

³ 「イタリキー」について、著者は「パドゥス川以南に住んでいたラテン人以外のローマの同盟者のことで、古代イタリア語派(インド=ヨーロッパ語族の一つの語派、ラテン人が話したラテン語もその一つ)に属さない言葉を話す人々(例えばエトルーリア人やギリシア人)をも含む」としている[序章-註(5): p.10.]。後掲・本稿註58を参照。

るのか。以上から読者へはすでに十分伝わってこよう。まずはタイ トルが強く示唆する「ローマ市民権」とその附与をめぐる問題であ る。しかし、そればかりでないことも明らかだ。「ラテン人」そして 「イタリキー」と呼ばれた人々の「法的地位」の解明を通して著者 が目指すのは、「勝者[ローマ]の歴史が敗者[ラテン人やイタリキ 一つの歴史を覆い尽くしてしまった」史料状況のなかに「断片的に 残るかすかな痕跡しから「敗者の心を推しはかる」ことである。結 論を先取りすれば、そうした「敗者の心」あるいはかれらが「「ロー マ化」と自分たちの伝統に根ざすアイデンティティのあいだで、ど う折り合いをつけたのかしについて、著者の積極的な見解をうかが うことは残念ながら望めない。「エピローグ | [p.328.]において「本 書の課題を大きく超える作業」と述べられているとおりである。も っとも、著者がしばしば使われる言葉を借りれば、それはまさに「無 いものねだり」というものだろう。本書が対象とする共和政期ロー マの史料状況は帝政期に比して一般に厳しく、そこからかすかにこ だまする「敗者」の声を聴き分け、論ずることがいかに困難である かは今後の展開のなかでわれわれ自身が知ることになる。にもかか わらず、その「無いもの」をねだりたくなるほど、本書はわれわれ 読者に豊かで興味深い多くの知識と新たな研究の視座とを同時に 与えてくれる。

本書は著者がその長きに亘る学究生活のなかで上梓された多くの作品からテーマに沿って慎重に選ばれた 6 篇[「序章」および「第 1 章」から「第 4 章」までの各章と「第 2 章」の「補説」]と、本書のために書き下ろされた新たな 1 篇[「第 5 章」]から成っている。本書「あとがき」[p. 371-373.]によれば、著者がこの「論文集」を

検討されたのは2010年頃のこととされ、「先ず」は「共和政期ロー マの支配 | にかんするものを 1 冊にまとめたとの事情が説明されて いる。したがって本書に所収の論攷のうち、新たに追加された「第 5章|を除く6篇については、関心のある多くの人がすでに手に取 り、読まれたものであろう。本書は刊行後間もなく本村凌二氏によ り「毎日新聞」紙上で紹介されたが4、その本村氏はかつて別の機会 に5次のような発言をされていた。「ひときわ優れた学者が半世紀以 上もかけて考察を重ねたテーマを扱う論文集について論じるのは、 初めから襟を糾してのぞまねばならない難行しであり、「大方の論 文はかつて読んだものであったにしても」、著者が自ら「選ばれた 論文集を一気にひもとけば、今まで気づかないことにも目が開き」、 それが読者をいかに利するものであることか、と。古典・古代の歴 史にかかわる研究を幅広く、そして長くけん引された著者が「一貫 性 | あるテーマに従って編まれた作品を全体として評するような力 は評者にない。それはまさに果たし得ない"難行"である。本書所収 の各論攷は国内外のさまざまな研究の成果を受け、とりわけ国内で 関心を同じくする研究者とのあいだに交わされた尊敬と緊張感に 満ちた対話のなかでつくり上げられてきたものであろう。評者とし ては、各章・各論攷の初出時との違い・異同に配慮しつつ、本書に 込められた著者の思いを可能なかぎり理解し6、"法学"の観点から

^{4 「}今週の本棚」2022年2月26日(朝刊)。

⁵ 本村凌二「(書評) 吉村忠典著『古代ローマ帝国の研究』」『法制史研究』54、2004 年、205 頁。

⁶ 本書「あとがき」[p. 371.]によれば、「誤りの訂正や重複を避けるための修正に止まら」ず、「その後の研究で得られた知見を基とした考

少しばかりの感想をつけ加えることで「書評」としたい。

●「序章 イタリアとローマ」[「地域統合と伝承―ローマによるラティウム・カンパーニア地域の統合とアエネーアース伝説」濱下武志・川北稔編『地域の世界史 11 支配の地域史』(山川出版、2000年)250-288 頁]

【まえおき】で一部を引用した「序章」は、本書の全体像を明らかにする大きな役割を併せもっている。著者が『一つの市民権と二つの祖国』の登場を「同盟市戦争」に置く理由もまたこの章で明かされる。

「同盟市戦争」より前、すでに存在した広大な「ローマの公有地」のステークホルダーとなっていた「イタリキー」は、グラックス兄・ティベリウスの施策[いわゆる「農地法」]がかれらの利権に影響することを嫌った。さらに、この件をきっかけとして、「帝国の形成とともにローマに対する地位を低下させつつあった彼らの不満」が顕在化し、最終的に戦争という手段を択ばせるに至ったと言う。当該の争い自体は前89年の末頃までにローマの勝利が確定的となって収拾されるも、「ローマ市民権の附与以外には問題の真の解決がないことは、今やだれの目にも明らか」な状況であった。こうして話題は「ラテン人とイタリキーに対する市民権の附与」へと移っていく。著者によれば、前90年以降、3つの法で通じて実現された

察を加筆」したことが明かされる。論攷により、相当量の史料を追加 し、あるいは学説状況を受けて見解を修正・変更した部分や本書のテ ーマに沿った節の入れ替えなど構成面での変化も見られる。

⁷ ユーリウス法/カルプルニウス法/プラウティウス=パーピリウス

「ラテン人」と「イタリキー」への市民権附与は「原則として共同体全体をローマ国家に組み込む」スタイルであったため、イタリア半島における「かつてのイタリキーとラテン人の共同体は[「ムーニキピウム」として再編され]、今やローマ国家の下部機関となり、その市民は、ローマ国家の市民」となった。「ムーニキピウム」の"構成員"であるかれらは同時に"ローマ市民"として、まさに『一つの市民権と二つの祖国』を得、その思想を体現する存在となったわけである。こうして「同盟市戦争」後のイタリアにおいて「ムーニキピウム」は「ローマによる半島の統治」および住民たちの「ローマ化」に大きな役割を演じていく。

では、そのローマによる半島支配を支えた「ムーニキピウム[制度]」の発端はどこにあるのか。著者はあらためて時期を遡ると、「ローマが 4 世紀にラティウムとカンパーニア北部の地域を政治的に統合して覇権を築いたとき」がすべての始まりであるとし、「起源」をめぐる著者の"発想"は早くも「序章」で明らかにされる。背景には「ラテン人戦争(前 341-338 年)」があり、リーウィウスによれば戦争は「ラテン人がローマの同盟者としてではなく臣下として扱われるようになったことに不満を積もらせた」ために起こった。慎重な著者はリーウィウスが史実をどの程度正確に反映しているか疑問としつつ、しかし「いずれにせよ……戦争に勝ったローマがラティウムとカンパーニア北部でとった戦後処理のための措置が、このあとイタリア半島におけるローマの勢力拡大の雛形となった」

法の3法。各法の成立時期・順序、内容については争いがある[序章-註(9): p.10-11.]。

と推測する。同盟は解体され、ローマの覇権の下へ「統合」する作業の中で編み出されたものが制度としての「ムーニキピウム」であり、それは従前の「都市国家の枠組みを大きく変えることなく併合した共同体」を意味した。したがって著者によれば「ムーニキピウムは、ローマ人にとって最善の(おそらくは彼らにとって唯一考えうる)国家の形態だった都市国家の制度を基本的に維持しつつ、ローマ国家の規模を拡大させることを可能にするもの」[p.8.]として評価される。もっとも、この巧みな仕方も、外部から「ローマ人の共同体」へと流入する員数の増加により既存の利益が脅かされるのを恐れた市民らの反発を買って、前3世紀の前半には一度廃れてしまったようだ。その制度が先のとおり「前1世紀の初頭に同盟市戦争を終結させるため」の施策として復活を遂げるのだとすれば、なぜか。われわれの関心も自然とこの点に引き寄せられよう。

さて、同じリーウィウスは上述のラテン人戦争と「ムーニキピウム」にかんする文章のなかで「投票権なき市民権」にはじめて言及していく⁸。すると果たして「ムーニキピウム」と「投票権なき市民権」との関係はいかなるものか、また「投票権なき市民権」はローマによるイタリア半島の支配にどのような役割を演じ、かつその役

-

⁸ リーウィウスは当該箇所[前 338 年にかかる叙述]で「カプア人、フンディー人、フォルミアエ人に投票権なき市民権が与えられた」ことを伝え、かつこの出来事を「報奨」の文脈で捉えていると言う。他方、時代を少し下った前 306 年のアナーニグア人にかんしては「投票権なき市民権」の附与はあたかも「懲罰」のように、強制的に行われた印象を与えるが、「序章」で著者はこの点に深く踏み込まず「第 2章」[p. 93.]以降へ議論を譲る[後掲・本稿註 44 を参照]。

割を終えていくのだろうか9。

以上が本書において展開される議論のおよその枠組みである。そ こから著者は全体の構成を年代に沿って 2 部に分け、「第一部」 | ¹⁰ [「第 1 章 | ・ 「第 2 章 | ・ 「補説 |] では比較的早い時期、前 4 世紀 のラテン人戦争を軸に、上で示した「「ムーニキピウム」と「投票権 なき市民権 | について、これら二つの制度の起源と当初の在り様に 関わる問題 | を扱う。次いで「第二部 | 「「第3章 |・「第4章 |・「第 5章|]では前2世紀を中心に、「地中海を包含する」いまや「大帝 国となった | ローマにおいて、「都市国家の制度を維持しつつ統治 することの矛盾がイタリア支配においても顕在化する」なかでの 「ローマ市民権に関係する幾つかの問題」が扱われる。「第二部」 における著者の関心ははじめ「ラテン人」へ向けられ、その後「イ タリキー | に移行していくが、後者に対しては「同盟市戦争 | のあ とローマ市民権が一括附与され、ついに『一つの市民権と二つの祖 国』の成立を見ることとなる。著者は「ローマ市民権を同盟市戦争 の原因論のなかで再考し、一連の考察を終える」と最終章を予告し、 含みを残しつつ「序章」を閉じている。

「序章」には全体の"見取り図"が具体的かつかなり詳細に示され、

⁹ 著者によれば、「投票権なき市民権の附与による併合がいつまで続けられたかはわからない」ものの、同盟市戦争後には存在を認めることができず、「おそらく投票権を持たないムーニキピウムは、この間[リーウィウスが伝える前 188 年の事例から同盟市戦争まで]に投票権を付与[ママ]されて消滅したのだろう」と推測される[p. 8-9./[序章-註(19): p. 12.]。

¹⁰ 本稿では目次表記(漢数字):「第一部」・「第二部」に合わせた。

本書のいわば"総論"の位置を占める¹¹。したがって「第1章」以下の"各論"についても、「序章」で提示された"像"を念頭に、著者と問題意識を共有しつつ、適切な距離をとりながら進めていくこととしよう。そこで、具体的な論へ入る前にひとつ書き留めておくとすれば、「共同体」・「都市国家」あるいは「国家」といった一連のタームにかんして、例えば先に引用した「ムーニキピウムは、ローマ人にとって最善の(おそらくは彼らにとって唯一考えうる)国家の形態だった都市国家……」のように言われる場合、何か先行して「国家」のイメージ・概念の存在を感じ取られはしないだろうか。むろんそれが近代の「国家」と異なることは、著者が吉村忠典氏の『古代ローマ帝国』に寄せた評論¹²で十分に明白なのだが、そうであるなら

_

¹¹ 前掲・本稿註1のとおり、2000年に刊行された単行書の1章を構成する本章・「序章」は、著者が「あとがき」に述べた内容から、本書「第4章」の「ガーイウス・グラックスの改革とイタリアの同盟者」を1987年に『西洋史研究』上に最初に発表してしばらくのち、1999年に神戸大学へ移られ、本格的な「「ローマによるイタリア支配」・・・のテーマに帰る」ことととなった翌年に出されている。その後に2つの科研費助成[2001-2003年度/2004-2006年度]を受け、成果が本書「第1章」・「第2章」および「補説」さらに「第3章」の各論攷へ結実していったとするならば、のちの諸研究の全体像あるいは見通しについて、著者のなかでは早くもこの2000年段階で得られていたと推察できようか。

¹² 毛利晶「書評『古代ローマ帝国』」『史学雑誌』113-8、2004年、1432-1442頁。個別問題への論評に先立ち、タイトルの「「帝国」という概念」そのものが取り上げられ、「ローマを一つのネーションのよ

余計、すぐあと[「第1章」以下]に登場する Mommsen の描き出す「国家」としてのローマ、あるいは「国家」たるべきローマの内部に位置づけられた「ムーニキピウム」と、著者の考える「ローマ国家」による「併合」に合わせて生み出された「ムーニキピウム」と

うにイメージし、帝国の支配者であるローマ国家を国民国家のアナロ ジー現象のように考える傾向は、単に現実政治の中の現象に止まら ず、歴史研究にも大きな影響を与えた」と述べる。そして「Th. Mommsen.....が活躍したのは、まさにドイツにおける国民国家樹立 の時期と重なしったこと、「彼が学生時代に修めた法学と古典文学 は、彼の歴史研究の方法的基礎と思考の枠組みを構成し、ドイツ民族 の国家的統一という現実政治の課題は、彼の歴史観のベースをなして いた | ことを指摘する。したがって「Mommsen が、「ポプルスは、そ れが個人の一つのネーションへの統合に基礎を置くという意味におい て国家である」としたのは、致し方ないこと」と理解を示しつつ、先 行する「ネーション」あるいは「国家」イメージが、他方でかれに備 わった緻密な史料解釈と史料の欠缺を体系的思考から埋めていく卓越 した技法と相伴い、かえって「現実とは乖離したローマ像を生み出し たことは否定でき」ず、結果的に「二〇世紀のローマ史研究は、まさ にこの Mommsen の呪縛から解き放たれるための苦闘」の歴史であっ たと振り返る。なお、Mommsen とかれが描く「ローマ市民」["civis Romanus"]にかんしては、Momiglianoが、本書に参考文献として取り 上げられた Sherwin-White(1973)の初版(1939 年版)への書評[A. Momigliano (1941), The Journal of Roman Studies, 31, p. 158-165.]で論 じ、それを"metaphysical"な存在として捉えることに批判を展開してい る[他に Mouritsen (1998): p. 23-38; (2007): p. 141-143 を参照]。

はどのように異なり、またそれはなぜなのか。「序章」を通して今 後の展開に期待が高まる。

●「第一部」・「第 1 章 ムーニキピウムとムーニキペースの起源」 [「古代ローマの municeps—古代の学者が伝える定義の解釈を中心 に」『史学雑誌』 116-2、2007 年、190-217 頁]

「第1章」は初出時との違いが大きく目を引く。本書所収の6つの論攷のうちおそらく最も多くの筆が加えられた作品と言えるのではないか。一見してわかるとおり、初出時に比べ、史料が本文中に数多く・具体的に提示され、実証的に論を進める姿勢がより強く打ち出されている。扱われる諸史料の由来・伝わり方にかんしてもきわめて詳しく・丁寧な説明がなされ、読み手にとってはまさに得難い情報の宝庫である。

著者は冒頭に問題の 2 つのターム、「ムーニキピウム (municipium)」と「ムーニキペース (municipes)」を掲げ、これらは「帝政期のローマ人が帝国内の自治都市とその市民を指して用いていた言葉」であると言う。そこに「2世紀ローマの文人アウルス・ゲッリウス」の発言を直接引用して、かれの時代すでに本来とは異なる意味で使用されていたことを明かす。帝政期のローマの人々にとって「ムーニキピウムはコローニア(入植したローマ市民の共同体)と本質的な違いはなく、ただ格式の点で劣るに過ぎなかった」が、「しかし」とゲッリウスは言って、両者のあいだの相違を鋭く指摘するからである。ゲッリウスによれば「ムーニキペースとはムーニキピウムを出自とするローマ市民のことだ(municipes ergo sunt ciues Romani ex muncipiis)。彼らは自分たちが制定した

法と自分たちの法慣行を営み(legibus suis et suo iure utentes)、誉 れある義務だけをローマ人民と分かち合っている (muneris tantum cum populo Romano honorairi participes)。この義務[すなわち「ム ーヌス []を引き受けることから、(彼らはムーニキペース)と呼ば れるらしい。……しかしコローニアを結びつけているものはこれと は異なる (coloniarum alia necessitudo est)。というのは、(コロー ニア) は外から(ローマ) 市民団に入ったのではなく、独自の根に 支えられているのでもない。そうではなく、いわば (ローマ) 市民 団の中から増殖したのである (ex ciuitate quasi propagatae sunt)。 彼らの持つ法と制度はすべてローマ人民のものであって、自分たち で勝手に決めたものではない (iura institutaque omnia populi Romani, non sui arbitrii habent) | のである¹³。この一節から著者は ゲッリウスの認識を次のように敷衍する。「ムーニキピウムは外か らローマ国家に吸収された共同体、その成員はローマ市民だが、自 分たちの法に従って自治を行う。これに対しコローニアは、いわば ローマの市民団が増殖してできたもので、ローマ人民と同じ法と制 度を共有した。こうして「コローニア」との比較により「ムーニ キピウム | の本質に触れたところで、研究史のほうへ目をやれば、 議論の出発点はいずれにせよ Mommsen にあるようだ。Mommsen は「ムーニケプスの元来の意味を「ムーヌスを負う者」に求め」、著 者のまとめに従えば、かれの理解する「ムーニケプス」とは「古く」 は「「コンメルキウムに基づきローマ領内に土地を得ることができ た [] 「ラテン人 | に限られた。 したがって Mommsen における 「ム ーニキピウム」の第1のカテゴリーはそうした「ラテン人の共同体

¹³ Gell. NA, XVI, 13, 6-8.

(die latinischen municipia)」のことである。次いで第2のカテゴリーとして想定したのは、のちに「ローマ人がローマ市民権から投票権を切り離し、投票権なき市民権(civitas sine suffragio・・・)として他の共同体の成員に附与するように」なって登場する「投票権を持たないローマ市民からなる共同体」である。Mommsen はかれらにわざわざ「半市民(Halbbürger)」の呼び名まで与えたが、この種の「ムーニキピウム」はいずれ投票権を得たことで「前2世紀の中葉までにほとんどが消滅」していった。にもかかわらず、名称のみは維持され、「かつての独立国家がローマ国家に併合されて出来上がったローマ市民の共同体(自治都市)の呼称」として長く使用され続けることになったと言う。

ところで、広く知られるこうした"Mommsen 説"について、著者は「一見して明快な説」としながら、よく見れば「数少ない史料を一面的に解釈し、史料の空白部分を推論で補って作り上げたにすぎない」と批判的に見る。だが、そうした推論を余儀なくさせた理由が史料の「どうしようもないほどの混乱や齟齬」にあることを認め、著者もまた原則として"Mommsen 説"をスタート地点に据えることは本章のみならず以下のすべてに共通する。"Mommsen 説"と、それへの批判・見直し、さらに再評価を繰り返すなかで醸成された学説を十分に踏まえつつ、著者はこの課題をどう乗り越えるのか。するとアプローチは極めてシンプルに、「史料」へ立ち帰ることに尽きる。本章には初出時になかった「第1節」も新たに書き加えられ、解釈問題とは別に「史料上の問題」が独立して扱われている。「同盟市戦争以前のムーニキペース(およびムーニキピウム)」にかんして、われわれの手元には「二つの系統の史料」が残され、それら

とまさに四つに組んだ検討が試みられていくのである¹⁴。うち1つは「共和政期の年代記」の「系統」で、代表は「アウグストゥスの時代の歴史家ティトゥス・リーウィウス」、かれの『ローマ建国以来の歴史』が中心となる。さらに「ほぼ同時代を生きたハリカルナッソスのディオニューシオス」の『ローマ古史』を挙げるが、史料価値としては[使用言語がギリシア語であることを措いても]残存状況等からリーウィウスを上に置く¹⁵。もっとも、そのリーウィウ

¹⁴ 本書における「史料」の扱いにかんして、著者は「日本西洋古典学会」のウェブサイト<https://clsoc.jp/agora/newbooks/2022/220506.html >で本書刊行に寄せたメッセージに、「単なる仮説の積み重ねに終始するのではなく、少しでも地に足がついた研究を行いたいという願いから、史料のモノとしての側面にまで考察の対象を広げた」と述懐されている。こうした著者の「願い」は、本章「第2節」に2つの"apographon"[人文主義者による手書き「コピー」W・X]にかかる記述が大幅に増やされていることからもうかがわれよう。「年代記」と「古物研究」の「2つの系統」について、とくに「古物研究」すなわち"アンティクアリアン"の活動の系統に属す写本「F」[およびその「コピー」]をめぐる本書の「史料」論あるいは著者の「史料」に対する姿勢・アプローチに関連して、木庭顕『人文主義の系譜』(法政大学出版会、2021 年)、『クリティック再建のために』(講談社、2022年)を参照。

¹⁵ 著者には「西洋古典叢書」に『ローマ建国以来の歴史 3:イタリア半島の征服(1)』(京都大学学術出版会、2008年)および『ローマ建国以来の歴史 4:イタリア半島の征服(2)』(京都大学学術出版会、2014年)の2つのリーウィウスの翻訳がある。訳書にはリーウィウスの人と著作にかんする広範な知見が収められており[上記『歴

スにして、「彼が歴史叙述のなかでムーニキペースやムーニキピウムという言葉を用いるとき、語っている時代の言葉を当時の意味を 残して使っているのかはわからない」と慎重姿勢を崩していない¹⁶。

他方、もうひとつ、重要なルートとして著者が掲げるのが「古物研究の系統」である。オリジナルのほとんどが散逸してしまったと言うものの¹⁷、価値ある史料として「ウェッリウスの著した『言葉の意味について』は2世紀後半の学者ポンペーイウス・フェーストゥスの同名の書を通して今日でもその内容をある程度知ることができる」とし、まずは"第2の系統"すなわち「古物研究の系統」に属す史料から詳細な分析にかけていく。

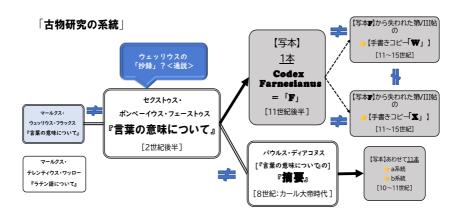
ところで、著者は本章を始めるにあたり、「共和政期のムーニキ ピウムを対象とする研究はわが国では数が少な」いと述べつつも、

史 3』: 258-285 頁に「解説」が置かれている/「日本西洋古典学会」のウェブサイトhttps://clsoc.jp/agora/newbooks/2014/140113.html に著者のメッセージが寄せられている]、また本書・各論攷でも参照を促すなど[例えば p. 160./第 3 章・第 1 節-註(4): p. 197.]、相互に関連した作品と言えよう。

¹⁶ リーウィウスが主に利用したとされる「後期年代記家」の評価については、毛利晶「吉村先生からいただいたコメントにお答えして」(吉村忠典氏著『古代ローマ帝国の研究』をめぐる二者討論)『クリオ』20、2006 年、12-18 頁を参照。

^{17 「}古物研究の系統」について著者は「前1世紀頃からローマで盛ん」になったと、その傾向を述べ、とくにアウグストゥス治世下に輩出された著名な学者を数名挙げる。ただし作品としてはワッロー『ラテン語について』を除き失われてしまったと言う[p. 17-18.]。

先行するものとして石川・岩井・谷本ら各氏の名前を挙げられている¹⁸。諸研究と比較し、おそらく本書・本章のすぐれて特徴的な点は、圧倒的な量で示される史料群と分析の徹底ぶりではないか。こうした手法により、われわれ読者は単なる"読み手"としてでなく、著者とともにそれら「史料」の由来にまで立ち帰って共に分析を行う"共同研究者"のごとく、検証過程をリアルに追体験することが許される。したがってこの点を語らずに本書を評することはできないのだが、評者に史料論を扱うだけの力量はなく、以下に著者の解説に従った簡易な系統図を示すことでせめてもの代わりとしたい。



本書ではフェーストゥスの『言葉の意味について』/パウルス 『摘要』ともに Lindsey 校訂による Teubner 版を使用(本章・第2節-莊(1):p. 68-69.] [Wallace M. Lindsay (ed.), Sexti Pompei Festi de significatu verborum quae supersunt cum Pauli epitome, Leipzig, Teubner, 1913.]

-

¹⁸ 石川勝二『古代ローマのイタリア支配』(渓水社、1991 年)、岩井経男『ローマ時代のイタリア都市の研究』(ミネルヴァ書房、2000年)、谷本拓也「ローマ共和政初期における投票権なきムーニキピウム」『西洋史学論集』39、2001 年、71-82 頁[本章・はじめに-註(9): p. 64.]。

著者によれば、「ムーニキピウム | あるいは 「ムーニキペース | を 検討する際、伝統的に「古物研究の系統」に属す史料群が重視され てきたと言う。とくにフェーストゥスの『言葉の意味について』と、 その『摘要』の2つは常に議論の中心にあったが、後者は8世紀に カール大帝へ献呈されたと伝わるも、両者の関係は「図のように]微 妙で、内容的に必ずしも一致しているわけではない。加えて、史料 の残存状況から、項目によって、一方には存在し・他方に存在しな いなど、解釈がきわめて難しい様子である。とくに問題の「ムーニ キピウム | の項目[Municipium]は『摘要』に存在するも、フェース トゥスの写本には対応する部分が欠けており、逆に「ムーニキペー ス | の項目[Municipes]については、双方に存在する幸運がかえっ て「説明文の乖離という新たな問題を生じさせ」ることとなった。 またそもそも、フェーストゥス自身が「それを写した」というウェ ッリウスの著作『言葉の意味について』にどれほど忠実であったか も不明なままであり19、さらに一旦『摘要』が作成されたのち、関 心の薄れたフェーストゥスの写本20は惨憺たる状況にあったようだ。 全20巻のうち半分ほどが伝わるに過ぎず、しかも唯一伝わる写本

¹⁹ 著者は基本的に通説に従い、「フェーストゥスの『言葉の意味について』をウェッリウスの『言葉の意味について』の抄録」とする立場をとるが、フェーストゥスの扱いには十分な注意を払うよう促している[p. 26.]。

²⁰ 複数の人物の手を経てローマのファルネーゼ家[Farnese]に至り、そこから写本の名称「Codex Farnesianus」[=「F」]となったもの[p. 30-31./本章・第 2 節-註 (8): p. 70.以降には写本「F」をめぐる解説が詳細に附されている]。

の小口側は 15 世紀後半 21 に発見される以前、すでに焼失していたらしい。加えて第 VIII 帖・第 X 帖・第 XVI 帖の 3 帖は発見後に失われ、問題の「ムーニキピウム」・「ムーニキペース」にかんする記載は、このうちの第 VIII 帖にあったと推察されるから事態は深刻であろう。 [図のように]失われた第 VIII 帖にかんしては人文主義者による「手書きのコピー」 [W=Vat. lat. 3369/X=Vat. lat. 1549]があるものの、この 2 件はあくまで「コピー」 ["apographon"]であって忠実な"複製"とは言えないようだ。というのも、体裁が異なるなど形式的な点に加え、2 件の「コピー」のあいだには内容的な相違も認められるからである。詳細は本文[p. 19-45.] とそれに付された豊富な註[p. 64-82.]を参照されたい 22 。

したがって、ここでは"法学"に関連したことがらにのみ触れておく。というのも、上述のとおりきわめて複雑な状況にある史料をもとに積み上げられた多くの学説²³のなかにあって、著者は「法学者

-

²¹ 「一般には 1475 年より少し前と考えられ」、あるいは 15 世紀の半ばまで遡らせる説もあると言う[p. 30.]。

²² 本書の本文および註において、フェーストゥスの『言葉の意味について』[写本「F」]の校訂にかんする議論から書物の構成[の特殊性]をめぐる検討、さらにパウルスの『摘要』との異同原因をテキスト伝承の過程から裏付けていくなど、著者による作業が綿密に行われていく[前掲・本稿註 14 を参照]。

^{23 「}ムーニキピウム」・「ムーニキペース」をめぐって、例えば Manni (1969) [本章・第 3 節-註 (40): p. 87 等で引用されている]について は、岩井 (2000 年) 前掲書・本稿註 18 が"Mommsen 説"および Rudolph (1862) の古典学説を批判的に検証したなかで、Toymbee

の所見」を他の研究者以上に重視したと見られるからである。ひとつは従来から使用されてきたフェーストゥスの引用するアエリウス・ガッルスの発言²⁴だが、同じく法学者ウルピアーヌスによる『プラエトル布告語釈』²⁵からの一節が積極的に引かれている。ウルピ

(1965) や Brunt (1971) らとともに、新たな注目説のひとつとして紹介している。本章・本論攷では「史料」にかんして Mancini (1997)、史料解釈にかんしては Sordi (1960) や Humbert (1978) などを中心に、1960 年代以降の学説状況・展開を知ることができる。

²⁴ フェーストゥス『言葉の意味について』126L:Municeps est, ut ait Aelius Gallus, qui in municipio liber natus est. Item qui ex alio genere hominum munus functus est. Item qui in municipio ex servitute se liberavit a municipe. At Servius filius aiebat initio fuisse, qui ea conditione cives fuissent, ut semper rempublicam separatim a populo Romano haberent, Cumanos, Acerranos, Atellanos, qui aeque. 著者によれば、フェーストゥスは「ムーニケプス」以外にも 20 か所ほどでアエリウス・ガッルス [「共和政末期の法学者で、法あるいは市民法の用語を解説した書物の著者として古典のなかでしばしば引用され」た人物]を挙げるが、おそらくいずれもウェッリウスからの「孫引き」であろうと推察されている[p. 46.]。

²⁵ ウルピアーヌス『告示註解』[※著者は『プラエトル布告語釈』と されているが、ここでは一般的な訳語をあてた]第2巻(Dig. 50, 1,

1) pr. Municipem aut nativitas facit aut manumissio aut adoptio. 1. Et proprie quidem municipes appellantur muneris participes, recepti in civitatem, ut munera nobiscum facerent: sed nunc abusive municipes dicimus suae cuiusque civitatis cives, ut puta Campanos, Puteolanos. 首項で展開される「ムーニケプスの法的地位の発生源」にかんする議論で、著者は「ウルピアーヌスの言う養子縁組(adoptio)は広い意味での「解放」のなかに含まれる」と解釈し、ガッルスの発言[前掲・本稿註 24]との

アーヌス文を介して史料間の矛盾を解消するとともに、当時のローマを取り巻く状況から自説を補強していく²⁶。こうして著者は、「ムーニキペース」という呼び名の起源を前4世紀後半[「前340年代」]、ローマがその支配圏をラティウムの南にまで拡大したとき、「隣接するようになったウォルスキー族やカンパーニア北部の都市と条約を結び、これらの人々がローマに居住する場合(おそらく古ラテン人の例に倣って)ある種の義務との引き替えに私法²⁷上の権利と

整合性をとろうとされるが、ウルピアーヌスは3世紀と、ガッルスからかなり下った時期の法学者であり、とくに首項は一般論として同時代における「ムーニキペース」たる地位の取得原因・方法を3つ列挙したものではないか。なおヘルモゲニアヌス『抜粋法論』第1巻

(Dig. 50, 1, 16) には "Sed si emancipatur ab adoptivo patre, non tantum filius, sed etiam civis eius civitatis, cuius per adoptionem fuerat factus, esse desinit"とあり、養子となった者が家父権免除[により「解放」]された場合には、養子たる地位を失うことはもちろん、縁組により獲得した都市市民権[=「ムーニキペース」としての地位・身分]をも喪失する旨が述べられている。

26 本章には「歴史的背景」と題して「第4節」が置かれ、「古ラテン人」および「ウォルスキー族とカンパーニア人」を中心に「ローマに居住した人々」の「法的地位」について手短に説かれている。これらのうち「古ラテン人」をめぐる議論は「第3章」、「ウォルスキー族とカンパーニア人」については「カプア」を軸に直後の「第2章」で具体的に検討される。

²⁷ 本書で「コンメルキウムやコーヌービウム」は「私法上の権利」 [あるいは「私的権利」]と表現されているが[p.55.]、ローマの法、と くに古い時期において「私法」と「公法」とを明確に分けることはや

保護を保証した」という"旧い記憶"が、「語源的解釈」としての「ムーヌスを負担する者」・「ムーネラを引き受ける者」とが結びついてできたものと推測する。したがってウルピアーヌスら法学者が述べるとおり²⁸、元来「ムーニキペース」とはローマに居住を許された"外人"であり、決して「ローマ市民」ではなかった。一方、「第2の定義」における「ムーニキペース」は「同盟市戦争以前に併合された国家(当初附与された市民権が投票権を含むか否かは問わない)」を意味し、さらに「第3の定義」は「同盟市戦争のあとに完全市民

はり難しいのではないか。この点について、長谷川博隆『古代ローマの政治と社会』(2001年)38頁を参照。

²⁸ 著者の結論に異論をはさむべくもないが、果たして紀元後3世紀の法学者であるウルピアーヌスが、前4世紀というかなり隔てた時期の状況をどれほど正確に捉え、かつ文言に反映させたものか、法文の「史料」としての価値についてはより慎重でありたいように思う。前掲・本稿註25で引いたウルピアーヌス文にかんして著者は、「recepti in ciuitatem は「市民団の成員として受け入れられた」」という程度に留まり、「「ローマ市民権を附与された」という意味ではない」と解釈されるが、同じ個所[p. 55.]で認めておられるとおり、「史料に具体的な記述がなく推測に頼るほかない」部分である。本来の用語法からの"逸脱(abusive)"を指摘するのはたしかにウルピアーヌス自身だが、同じ法文の後半が明かすように、すでに「municipes」のタームがコローニアの市民["Puteolanis"]や、あるいはさらに遠く属州の人々までを含んだ時期にあって[続くDig. 50, 1, 1, 2 では"Delphis"や"Iliensis"などが挙げられている]、かれ自身どこまで上記文言を意識的かつ厳密に使用していたかを判断することは難しいのではないだろうか。

権を附与されて併合された国家」に関連する。すると、「第1の定義」から時代が下った後半2つはいずれも「ローマ市民」であることを前提としている。ただし「第2の定義」には「投票権なき市民権」を得たものと「投票権を含む[完全]市民権」を得たものとの双方が含まれ、この後に続く各章との関係において重要なのは、「第1の定義」で対象となった主にカンパーニア地方の人々が「ローマと条約を結んだあと、時を経ずして投票権なき市民権を附与されローマ人」となったことが推測される点であろう。

ここまでターミノロジーをめぐる議論から始まり、巧みな解釈によって「史料」間の矛盾を解きほぐしていていくその後ろ姿を追うことで評者には精一杯であった。だが、著者はすぐさま本章で提起した自らの"仮説"をたしかめるべく、個別の検討を始める。

②「第2章 投票権なき市民権 (civitas sine suffragio) の起源」[「ローマによるカエレ併合と civitas sine suffragio(投票権なき市民権) の起源」『史学雑誌』118-4、2009 年、551-575 頁] / 「補説 カエレ人の表 (Tabulae Caeritum) について」[「Tabulae Caeritum 考」『紀要』(神戸大学文学部) 37、2010 年、35-59 頁]

本書では「第2章」に「補説」として「カエレ人の表(Tabulae Caeritum)について」が続くかたちとなっている。初出時にも後者が前者を補って書かれたとわかっているから、ここでもひとつのテーマとして扱いたい。その"テーマ"だが、2つの論攷における著者の関心は、必ずしも「カエレ」に置かれているわけではないようだ。「第2章」のタイトルが初出時から大きく変更された点にうかがわれるとおり、問題はむしろ「ローマがイタリア半島の諸国家を併合

してゆく過程で一時期重要な役割を果たした投票権なき市民権」そのもの、いつ・誰に・どこに、そしてどのようにして「投票権なき市民権」は附与されたのか、にある。

さて「投票権なき市民権(civitas sine suffragio)の起源」にかんしては、2つの史料がはっきり語っている。まず「文人」であるアウルス・ゲッリウスが「伝えられているところで」としながら、「最初に投票権を持たないムーニキペースとなったのはカエレ人だった(primos autem municipes sine suffragii iure Caerites esse)」29と明確に述べる。「第1章」での分析から、ここでゲッリウスの定義する「ムーニキペース」は「ローマ市民」のことと判明済みであるから、かれの"引用する言説"が「カエレ人をもって「投票権なき市民権」の嚆矢としていたことは間違いない」と著者も認める。加えて「地理学者」ストラボーンが『カエレ人の表』に登録された「カエレ人はローマの民会で投票できなかった」と述べており、以上種類の異なる2つの史料の一致により、およそ「カエレ人」と最初の「投票権なき市民権」附与の結びつきには異論をはさむ余地がない

_

 $^{^{29}}$ ゲッリウスは附与の理由について「「彼らが「ガッリア人戦争(ローマ暦の 364 年、西暦では 390 年)の時に(ローマ)の神器を引き受けて保管したことの代償として、義務と負担は免除してローマ市民権の栄誉のみを享受すること(ciuitas Romanae honorem quidem caperent, sed nogotiis tamen atque oneribus uacarent pro sacris bello Gallico receptis custoditisque)」[Gell. NA, XVI, 13,7.]を認めた」ものと説明し、ストラボーンもまた「同じ話を伝える」と言う[p. 93]。ゲッリウス、ストラボーンそれぞれの史料内容は「補説」で具体的に示され、より踏み込んだ検討がなされる。

かに見られてきた30。しかし、本章・本論攷で著者は多くの研究者 の支持するこの"定説"に疑問を投げかける。その際、対照されるの はやはりリーウィウスである。たしかにリーウィウスのテクストに おいて、いわゆるガリア人によるローマ市略奪の前390年から、諸 都市へ 「投票権なき市民権 | が附与されるラテン戦争後の前 338 年 まで、「カエレ人」とローマ人との接触を伝える事案は唯一前 353 年31以外にない。だが、諸史料を張り合わせるようにして得られた 従来の研究のとおりでよいのか。著者はリーウィウスの年代記にお ける叙述を仔細に検討し、かれのテクストが「カエレ人」への「投 票権なき市民権の附与やカエレの併合には全く言及していないと いう事実をこそ重視する。そうして「結局のところ、カエレ人への 投票権なき市民権の附与を前353年に置く説は、彼らを以って投票 権なき市民の嚆矢とする帝政期の言説と、ケーンソルのけん責を受 け、投票権を剥奪されたローマ市民の名を記す名簿が「カエレ人の 表 | と呼ばれたことの二点を根拠とするにすぎない」との結論を得 る。

すると、では具体的にカエレの「併合」はいつなのか。"定説"がかかえる 2 つの問題のうち、「カエレ人の表」に関わる議論は「補説」で扱われるので³²、ここでもカエレのローマへの「併合」の時

³⁰ ゲッリウスもまた「カエレ人の表(Tabulae Caerites)」を「ケーンソルの懲戒(censoria nota)を受け、罰として投票権を剥奪されたローマ市民の名前を示す」と説明している[p. 138.]。

³¹ 前 353 年、カエレはタルクィニィー人と結んでローマに敵対する動きに出るが、ローマの宣戦布告により戦わずして終わる [p. 93-94.]。

^{32「}補説」「「カエレ人の表」について」では、代表的な"Mommsen 説"

から出発し、「カエレ人の表」と「投票権なき市民権」の関係について、①この「表」がほんとうに政治的な権利[=投票権]を持たない [Mommsen の言う]「半市民(Haulbbürger)」の名簿であったのかどうか、さらに②ケーンソルのけん責を受け、投票権を剥奪された市民のリストが「カエレ人の表」と呼ばれたのはなぜか、のおよそ2点を中心に論じられる。すでに挙げたゲッリウスとストラボーンに加え、「ホラーティウスの古註」[p. 141-143.]および「偽アスコーニウス」 [p. 143-144.]の史料から、著者は「「カエレ人の表」に後代のローマ人が記憶に留めていたのは、かつてそのように呼ばれるものがあり、そこにはケーンソルの懲戒を受けた市民の名前が記されていたこと」という「一点に尽きる」と結論する。すなわち「カエレ人の表」は、か

の起源はしばしば主張されているのとは逆で[「意味の転換」が生じており]、ケーンソルの懲戒を受けた市民の名前を記す名簿がカエレ人の表と呼ばれていたところから考え出された俗説

れらにとってももはやはるかな"記憶"に過ぎず、「「カエレ人は投票権 なき市民権を附与されてローマ人となった最初の人々だ」という言説

(Volksetymologie) の類とみなした方がよさそうだ」と言う。さらに「ケーンソルによって投票権を剥奪された市民のリストが「カエレ人の表」と呼ばれなければならなかったのか」の理由についても、おおむね Tibiletti(1961/2)の説を受け入れ[すべてを肯定するものではない]、「ローマに滞在するカエレ市民はある種の特権を享受」しており、そのため「彼らの名前はケーンススの時に特別のリスト」すなわち「カエレ人の表」に記載されていたのではないかと推測する。したがって「それは、ケーンソルが投票権を剥奪したローマ市民のリストとは性格が大きく異なり、両者の間に連続性ないし重複を想定するのは難しい」ことになろう。「カエレ人の表」自体が存在しなくなり、

期にのみ焦点を当てたい。著者はカッシウス・ディオの伝承³³をもとに、「状況証拠」に依るとしつつ、時期を「前 275 年のあと前 273

さらにそこから「かなりの時をおいて完全市民に対する投票権の停止 というケーンソルの懲戒」が始まったとして、ケーンソルの「譴責を 受けた者は、ローマ市民であるがトリブスから排除された」ために "別のリスト"へ登録する必要が生じてきた。この時に至り、かれらの 地位が「投票権を欠く点でローマに居住していたカエレ人のかつての 地位に似ていたことから、この新しいリストも「カエレ人の表」とい う名称(俗称?)で呼ばれることになった」のだと考える。カエレ人 に認められた特別な地位は「おそらくローマがエトルーリア系の王に 支配されていた時代」に遡ると著者は推測するから、その起源ははる か"記憶"の彼方であり、他方でケーンソルのけん責を受け、排除され た者だけのためのリストもまた前2世紀の半ばころには消滅してい た。最終的に「カエレ人」が「投票権なき市民権」の「最初の」事例 とされたのは、後代の人々がバラバラの"記憶"を寄せ集めて構成した "逸話"に過ぎないこととなろう。「カエレ人の表」をめぐっては[補 説・第1節-註(5): p. 153.]、本論攷より先、砂田徹「古代ローマに おける都市トリブス再考」(2002年) [砂田『共和政ローマとトリブ ス制』(2006 年)所収]が、Brunt(1971)が唱えたカエレの「併合」 の時期[前270年代の反乱後]とともに「カエレ人の表」にかんする学 説の展開について紹介している。著者は次の「第3章」で上記砂田氏 の論攷を再び扱うことになる。

33 カエレ人がローマとの戦いに避けようと、領土の半分を割譲する条件を提示した件を伝えるディオの叙述は、ビザンチン期の断片集のなかに残るのみと言う[p. 100.]。

年までの間、つまり前 274/3 年に置くことができる」のでは³⁴と提案している。すると、リーウィウスは、ローマが「ラテン人戦争(前 341~前 338)のあとにフンディー人、フォルミアエ人、カプア人に投票権なき市民権を附与した」ことを伝えていたから、むしろ「カエレ」の事例は時間的にこれらより後置されることになろう。だが、本章・本論攷における読者の"新たな発見"は、上述の「カエレは、投票権なき市民権の附与によって併合された最初の国家ではなかった」ことにとどまらない。先に述べたとおり、以上はいわば"準備作業"であり、主要なテーマは「投票権なき市民権」が最初に現れるのは、いつ・いかなる都市あるいは人々に対してか、である。著者は「序章」で用いたラテン戦争の戦後処理の詳細を伝えるリーウィウスのテクストを再び示し、「第 2 節」の冒頭に初出時にはなかった分析を新たに書き足している³⁵。そうして、「「リーウィ

³⁴ この時期[前 3 世紀前半]にカエレの「併合」を置こうとする見解は Beloch(1926)以来のもの[本章・第 1 節-註(34): p. 128.]。なお、時 期を 270 年代の反乱後に置く Brunt(1971)説にかんしては前掲・本 稿註 32 を参照。

³⁵ 本書で著者が新たに加えたリーウィウスの解釈からは、「ラテン語」に対する理解度[あるいは言語を共通にすること]が、市民権附与の際、投票権を附加するか否かの基準として一定程度機能したことが示唆されている。Oakly(1997/8)ほど積極的でないにせよ、著者においても「ラテン語」の"響き"は、「ローマ化」[p. 5.]という"キーターム"とともに「第二部」[とくに「第4章」・「第5章」における「報奨としての市民権附与」にかんする議論]まで持続低音のごとく延びていくように感じられる。

ウスの]年代記の伝承状況」を強調しながら学説全体³⁶を見渡すと、結果的に「civitas s. s.[投票権なき市民権]というタームがリーウィウスの『ローマ建国以来の歴史』に現れるのは、このラテン人戦争の戦後処理について述べた箇所が最初」[p. 107.]であると言う。すなわち、前 338 年、「古ラティウムの南に広がる地域では、カプア、フンディー、フォルミアエに一種の報奨として[投票権なき]市民権が与えられた」事例[p. 103.]がとにもかくにも"はじめて"であるという史料上の事実にわれわれの注意を促し、カンパーニアの都市「カプア」から問題の全体をひもといていく。

「カプア」にかんして、問題のリーウィウスのテクストはラテン 戦争中の前340年に「カプアの騎兵に附与された市民権」を伝え³⁷、 重ねてラテン戦争後の前338年以降にもカプア[の人々]へと「投票 権なき市民権」が附与されたことを述べる。その際、前338年の附

-

³⁶ Mommsen[Beloch (1926)]以来、議論百出の状況について著者は「ラテン人戦争時にローマが行った市民権の附与とリーウィウスが伝える附与の理由の信憑性、それとならんで併合以前のカエレとローマの関係、とくにガッリア戦争後のローマとカエレの関係をどう理解するか」[p. 113.]が鍵であったとし、「関係」の捉え方のひとつとして「イソポリーティアー」にかんする議論が各所で紹介されている。ただし、著者もギリシア・ヘレニズム世界というより「広いコンテクスト中にローマの制度を位置づける」ものとそれを評価するに留まり、「イソポリーティアー」についてはここでこれ以上立ち入らない。

³⁷ Liv. *ab urb. cond.* VIII, 11, 16. 当該箇所でリーウィウスは単に"civitas Romana data"すなわち「ローマ市民権が与えられた」[p. 114.]とだけ表現する。

与の「理由」については、「(カプアの) 騎兵がラテン人と一緒になって反乱することを望まなかったので、彼らを称えるため(equitum honoris causa, quia cum Latinis rebellare noluissent)」と説明」するが、伝承を整合的に理解するのはかなり困難なようだ³⁸。著者の学説整理、とりわけリーウィウスのテクスト分析は詳細を極め、ここでは結論のみを示すことしかできないが、著者によれば前 340 年、カプアの騎兵に附与された「市民権」は報奨として個別に与えられた「完全市民権」であり³⁹、他方ラテン戦争後に"都市"カプアへ附与されたのは、それとは別の「投票権なきローマ市民権」であった。さらに、このときカプアに対して「投票権なき市民権」が与えられた理由について、著者は同市を中心とするカンパーニア地方の戦略的重要性のなかにそれを見出す。当該地域への進出の意図を固めたローマにとって、従前にカプアと結んでいた条約による同盟関係ではもはや十分とは言えなかった。こうしてついにカプア[「とウォ

³⁸ 著者はリーウィウスがこの箇所[Liv. *ab urb. cond.* VIII, 14, 10.]で述べる理由には信憑性がないと評価している[p. 118-119.]。

³⁹ この点について、砂田徹『共和政ローマの内乱とイタリア統合』(2018年)と結論を異にすることが、著者の同書への書評[『史学雑誌』128-11、2019年、1701頁]で述べられている。著者によれば、ラテン戦争中の前340年に、トリファーヌムの戦いで勝利を収めたローマが降伏したカプアの土地を没収するなどした際、反乱に加わらず・ローマに恭順であった1600人の騎兵のみを対象に、あくまで「個人的な褒賞」として「完全市民権」を与えたものとされる[p.115-116.]。上記書評中には本書の刊行予定について触れられている。

ルスキー国家」]の「併合」までを望んだのだ、と。そのローマが同市を「併合」するための、まさに"手段"として考案したものが「投票権なき市民権」である⁴⁰。したがって、カプアこそが「投票権なき市民権の嚆矢」⁴¹であり、「カプアの併合のために考え出された投

^{40 「}完全市民権」の附与とならなかった理由について、著者はカプアが「ラテン人の都市に比べ、地理的に離れた所に位置しており、既存のトリブスに加えるにせよ、新たなトリブスを設置するにせよ、ローマからの統治には困難が予想された。またオスク人の影響が強いカプアは、言語や法慣行でローマとの違いが大きかった」ためと推測し、ここにローマは「市民権と政治的権利を分離することに思い至った」のだとする[p. 123-134.]。文化面とくに使用言語の違いに基づく市民権の"種別"にかんしては前掲・本稿註 35 を参照。

^{*1 &}quot;civitas sine suffragio"がテクニカルなタームとしていつ頃成立したかについては、後掲・本稿註 83 のとおり、議論がある。ひとまずブライケン著/村上淳一・石井紫郎訳『ローマの共和政』(山川出版、1984年)をひもとけば、そもそも「市民権」の概念が共和政の初期に存在したはずはなく、「私法的・政治的諸権利を一箇の付与可能な権利」として理解する抽象的な概念の析出には「市民であることの意味」を問うきっかけが必要であったとされる。すなわち「個人の政治的意識を鋭くさせた身分闘争が「市民権」という抽象的概念成立の前提」になったと指摘されている。同書によれば、こうして誕生した「市民権」概念はラテン戦争を経ることでより洗練されていき、ついに「政治的権利なき市民」として"civitas sine suffragio"を与えて「被征服民の編入」が行われるようになったと説明される[同書:p.14-15./ブライケンは「ラテン戦争の直前に行われたエトルーリア都市カエレのローマ市民団への編入が「市民権」の観念をつくり出した」と考

票権なき市民権」は、やがてローマによる「被征服国家併合の一つ の形態 | として定着していくこととなった。

ここで、おそらく読者は前章においてすでに進むべき方向が定められていたことを知るのだろう。エトルーリア都市「カエレ」はそもそも「投票権なき市民権」附与の「最初の」事例であってはならない。カンパーニアの都市「カプア」こそ、著者が前章で提示した"仮説"を体現する存在だからである。順次公表された3つの論攷を本書に1冊として編むにあたり、著者は相互の連関性をより明白にしている。最後に読者は自らが著者の掌のなかにあったと気づかされるわけである。もっともそれは決して居心地の悪いものでなく、本書の整合性・著者の主張の一貫性の維持を別に措いても、リーウィウスのテクスト解釈から導かれた結論は説得的に響く。そのうえで、やや感想めいたことを言えば、著者にとって「投票権なき市民権」とはあくまで「併合」のために考案された、あるいはローマによる"幸福な"「併合」のために考案された、あるいはローマによる"幸福な"「併合」の術であり、両者は分かちがたく結びついて、必ずや同時に生ずべきもののようだ[「投票権なき市民権の附与による併合|:p.8.]42。そして「併合」のときに焦点を合わせようと

_

えている]。

⁴² 本章でしばしば言及される Sordi(1960)だが、著者は「併合」と「投票権なき市民権」附与との関係について、彼女の主張するところには批判的である。Sordi はカエレの「併合」を前3世紀初頭に置く一方、「併合」以前の「カエレ人の法的地位を投票権なき市民権(civitas s. s.)というタームで捉え、その起源を一種の名誉市民権に求めた」ようである[p. 120.]。というのも、Sordi にとって「投票権な

するなら、「投票権」のないこと自体は必ずしもネガティブに捉え

き市民権 (civitas s. s.)」とは、"hospitium publicum"[「賓客関係」]と ほぼ同義であり、「併合」以前にも妥当するものだからである。これ に対して著者は[「hospitium」の語が何を意味したかについて留保し つつ]、いずれにせよ「併合以前のカエレ人の法的地位を civitas s. s.と いうタームで捉える根拠は、存在しない」と断じる[p. 121.]。同様の 主張は「第1章」にもすでに見られ、「私は投票権なき市民権を一種 の名誉市民権と捉え、その附与は直ちにローマ市民とするわけではな いとする解釈を採らない」[第1章・第4節-註(19):p.89.]と明言さ れている。関連した叙述が初出の論攷に加えられており、前章で「ム ーニキピウム |・「ムーニキペース | の検討を行った際、「ラテン人戦 争が始まる少し前にカンパーニア北部のウォルスキー族の都市やカプ ア人と条約(foedus)を結び、かれらがローマに住居した場合、その 人々をムーニキペースと呼んだのではないか」としたが、本章ではさ らに推して「「投票権なき市民権」の起源もローマがこの条約によっ て一部のウォルスキー族の国家とカプア市民に認めた法的地位に求め たい| 旨を述べる。ここで著者が言う「起源 | の意味を正確に理解す ることは難しいけれども、前章で「この条約」によるカプア市民の 「法的地位」を「ローマに居住する場合、私的権利と保護が保証され る代わりにある種の義務を果たすこと」[義務の中心は「経済的な負 担つまり直接税の支払い」: p. 58.]と説明されていたから、「発想」の 点では連続性が認められるものの、カプア市民は「併合」によってつ いに・はじめて「投票権なき市民権」の附与を受けたのであり、私法 を中心に"特権的地位"を有することと、"ローマ市民たる地位"を得る こととは、著者において法的に判然と区別されている。

られない⁴³。重要なのは「市民権」の附与すなわちローマへの「併合」の是非である⁴⁴。すると最初に評者の懐いた疑問の一部がここに回収されるかもしれない。というのも、著者の時計は常に「併合」のときを"ゼロ時間"として設定されているように見えるからである。ローマによる「併合」へと至る"過程"に強い関心が向けられ、「併合」ののち、より具体的には「投票権なき市民権」を附与された各都市の実態にかんする議論とは、その意味で一線を画しているのではないか。著者にあっても「併合」後の都市に一定の自治が認

⁴³ リーウィウスがこの種の市民権の附与を「報奨」の文脈で述べてい る点に加え、著者は、例えばカプアの騎兵に「完全市民権」すなわち 投票権を含む市民権が附与された場合でも「これがどの程度実質的な 意味をもったのか、つまりこれらの騎兵のうち何人がローマで自らの 政治的権利を行使したかは、言うまでもない別の問題 | [p. 116.]だと 冷静に評価する。したがって著者の分析に従えば、「投票権」が加わ るか否か=投票権の有無は、むしろローマからの物理的距離や「ラテ ン語」の使用といった「言語や法慣習」の差[前掲・本稿註 35・40]、 すなわち地理的・文化的諸条件により規定され、仮に「投票権」が含 まれたとして、少なくともこの時点で積極的な意味は持たなかった。 44 著者は独自の視点で、前306年のヘルニキー族への附与にまつわる エピソードを語ったリーウィウスの「言い回し」に注目すると、アナ ーグニアなど反乱に加わった都市への「附与」がたとえ「強制的」だ ったとしても、"投票権の否定"自体は「懲罰」を意味したわけではな いと解される。他方で反乱に加わらなかった都市は「(独立を)|優先 して「市民権」を拒否したのであり、「投票権」の有無はいずれにせ よ直接的な問題となってはいない[p. 113.]。前掲・本稿註8を参照。

められたなど、先行研究が獲得した成果は前提となっていよう⁴⁵。 だが、いずれにせよ都市「国家」ローマによる他の都市「国家」の 「併合」の問題として捉えるかぎり、「併合」する側にせよ・「併合」 される側にせよ、"人"の姿は、少なくとも評者にとってまだ朧気で ある。そこから本書・後半の「第二部」では、「ラテン人」さらには 「イタリキー」をめぐる検討が行われ、「ローマ共和政下イタリア の市民」の実情が次第に明らかとなっていく。

③「第二部」・「第3章 ローマ市民権とケーンスス(戸口調査)」
[「古代ローマの市民権とケーンスス(戸口調査)ー所謂 ius migrandi に考察の手掛かりを求めて」『西洋史研究』39、2010年、1-32頁]
「第一部」が前4世紀までを主に扱ったとすれば、「第二部」では200年ほどを隔てた前2世紀以降が舞台となり、「ローマ市民権」をめぐる議論は新たな展開を見せる。さまざまな"人"が登場し、それぞれに市民権を求める動きは一見してより活発となっていくようである。だが、果たしてかれらがほんとうに望んだものとは、いったい何であったのか。

「第二部 | の最初に置かれた本章ではいくつもの難題が複合的に

^{45 「}併合」後の自治都市すなわち「ムーニキピウム」にかんして、例えば岩井(2000年)前掲書・本稿註 18 は裁判制度を中心に広く論じているが、著者も「ローマは……併合した国家や部族に対して、制度をできるかぎりローマに倣って改変する事を求め、その上で大幅な自治を認めて各領域の統治を担わせた」[p. 327.]と述べるなど、裁判権の留保をはじめとし、各都市に一定の自治・自律性が担保されたと見做している。

重なり合って論じられている。最初の大きな問いは、表題のとおり「ローマ市民権とケーンスス(戸口調査)」、すなわちケーンススはローマ市民権を与え・奪うことができるのか、にある⁴6。けれども著者の真の関心はおそらく「ラテン人」に向けられ、初出時の副題「所謂 ius migrandi に考察の手掛かりを求めて」が示すように、かれら「ラテン人」が果たして「移住とケーンスス登録によって」ローマ市民となり得たのか、「ラテン人」と"ius migrandi"をめぐる議論が具体的な考察の対象である。著者は本章の「はじめに」で砂田徹氏の論考・著作⁴7に言及しており、その点を考慮すれば、ここでの試みは先行研究の成果を「ラテン人」の観点から独自に見直し、「ラテン人」とは何者か、具体的な事例の検証を通じてかれらの「法的地位」を明らかにすることにあると言えよう。そこで以下、数ある論点のうち他は割愛し、「ラテン人」と「移住権」に絞って紹介す

⁴⁶ 本章「はじめに」でこの問題にかんする学説動向を概観し、「市民権の附与と剥奪がケーンソル職権に含まれるか否かの議論は、全体の流れとしてはこれを否定する方向に収れんされつつある」との見解を示されている[p. 160.]。

⁴⁷ 砂田(2006 年)前掲書・本稿註 32:207-240 頁。著者は冒頭で「tribu movere(トリブスから移す)」をめぐる議論の詳細は、これを専門に扱う砂田氏に譲るとされるが、本章の「第 3 節」では[砂田氏の理解を前提しつつ]「ケーンススと市民権」の問題を初出時よりさらに頁を増やして論じている。なお、後述の Fraccaro 説にかんして、砂田氏[同書:212-214 頁]も現在の学説が「基本的にはこのフラッカーロの見解を引き継いでいるといってよい」と述べ、若干の修正点を指摘しつつ、おおむね支持されている。

ることとしたい。

問題の「移住権」にかんし、「ローマに居住する人々」の「法的地 位しをめぐっては、先行する各章で著者自身がすでに幾度も言及し てきている。ひとつは直前の「補説」で、エトルーリア系の「カエ レ人」の場合、さらにカンパーニア地方を代表して「カプア人」が ローマに居住するとき、前者はエトルーリア王政期に遡り[p. 151.]、 後者はラテン人戦争開始に先立つ前4世紀後半頃、カンパーニア北 部の諸都市がローマと結んだ「条約」[p.61,124.]に基づき、「その 市民がローマに来て居住する場合には私的権利[通商権と通婚権] と保護を保障」したことを指摘されていた。その際「カエレ人」に かんしては「ケーンススの時に特別のリスト(「カエレ人の表」)に 登録」されたが、「それは私法上ローマ人と同等の地位を保障され た人々を識別することを目的としていた | とも述べている。 著者に よれば、これらの人々に保障されたある種の"特権的地位"は「おそ らく古ラテン人の例に倣って」[p. 61.] 認められたものなのである。 では、「古ラテン人」自体はローマ市においていかなる扱いを受 けたのか。著者は本書「第1章」の「第4節」で早くも「古ラテン 人 | に触れ、「ローマに居住する古ラテン人はある種の義務との引 き換えで私法上の権利と保護を保証されていたが、これは古くから の慣習に基づく」ものであったろうとの推測を述べられていた[p. 60.]。たしかに「古ラテン人」は「地理的にも、また民族的にもロ ーマと最も近いところに位置 |し、かつて Mommsen は「ラテン人 | の「移住権」について「もともとローマに移住48したラテン人は直

^{**} 著者は、Mommsen が自説の「齟齬」を認識しており、「もともとは (ursprünglich)」あるいは「後には (späterhin)」といった時間をあ

ちにかつ正式にローマ市民権を得た」[p.173.]と考えたほどである。この Mommsen の古典的学説に対しては Tibiletti (1961) が早くに 疑問を提起したが、著者は両者の考えに慎重な検証を行い、新しい 文献情報を、本書ではかなりの分量を割いて展開している。なかでもとりわけ目を引くのは、初出時以上に詳細な Kremer (2006a) の 学説紹介と検討であろう。

著者によれば、そもそも"Mommsen 説"の問題点は「史料の証言能力を超えたところで議論を構築しているところ」[p. 174.]にあった。そこから本章でも著者はあくまで「史料」に誠実に、しかし「史料」によって、通説と異なる見解を導き出していく。取り上げるのはリーウィウスが語る3つの事例、1つは前187年、次いで10年後の前177年、さらに前173年のものである。3事例はいずれも「ローマに居住するラテン人に故国への帰国が命じられた」ことを伝えるが、仮に「移住権」によりローマ市民となり得たのであれば、なぜかれらに帰国を命ずることができたのか。しかも事例のなかでリーウィウスは、かれらがすでにローマで「ケーンスス」を受けていたことも明かしている。著者はこれまで通り、リーウィウスのテクストを慎重に解読し、あらかじめ「ターミノロジーの問題」49す

らわす副詞を自説の維持のために用いたことについては「曖昧過ぎる」と指摘している[p. 172.]。細かな点だが、"Mommsen 説" [例えば RStr. III, p. 50, 644.]について言う場合、かれは必ずしも「移住」[ius migrandi]とせず、「居住」["Domicil"]あるは「居住」地の変更 ["Domicilwechsel"]といった表現を用いるようである[著者も p. 172.では「居住」としている]。

⁴⁹ 著者の整理に従えば「リーウィウスの記述にはローマと同盟関係に

なわちここで扱われているのがほかならぬ「ラテン人」であることをたしかめたうえで、前 177 年の事例に登場する 1 つの法、「ローマに移住したラテン人」が「故国に家子を残してきたことを条件にローマ市民となること」を認める法に注目する50。そして上述の

ある共同体を指す socii に、ラテン人の総体を意味する nomen Latium の属格形 (nominis Latini) が結合する言い回しが繰り返し現れし、バ リエーションも6種に及ぶと言う[p. 165-166.]。「ターミノロジー」の 問題にかんして著者は Mommsen および Wegner (1969) を中心に初出 時よりさらに詳細な検討を行い、いずれにせよ文脈によって判断する ほかないとしながら、本文に引用した事例については「リーウィウス はラテン人のみを念頭において」いたと結論されている[p. 177.]。 50 リーウィウスは同法に対し一種の"脱法行為"が横行したことを伝え る[lex sociis [ac] nominis Latini, qui stirpem ex sese domi relinquerent, dabat, ut ciues Romani fierent. ea lege male utendo alii sociis, alii populo Romano iniuriam faciebant. nam et ne stirpem domi relinquerent, liberos suos quibuslibet Romanis in eam condicionem, ut manu mitterentur, mancipio dabant, libertinique ciues essent; et quibus stirps deesset, quam relinquerent, ut ciues Romani * * fiebant]。テクスト解釈と法理論の両面 からの考察を必要とするが、著者もどのようにすれば「法を悪用した こと (ea lege male utendo)、つまり法の順守を見せかけたことになる のか、私にはわからない」と吐露されるとおり、いかなる行為を"脱 法"と見做すかについてはテクストの欠落[*]もあり見解が分かれてい る。前段を有子者・後段を無子者のケースと場合分けする Kremer (2006a) 説に対し、著者はとくに文法的な面から否定的で[p. 162-165.]、前段と後段とを一続きに解釈する仕方をとるようだ。著者の想 定される事態をまとめれば、おそらく①"有子者"たるラテン人が、そ の子を母市に残さぬよう[="子を残すべし"という"有子者"に宛てた法

Kremer が「移住権」にかんし、「古ラテン人とラテン植民市の市民の間で違いがあったと論じている」点を肯定的に評価して見せる。
Kremer はもともと「「移住とケーンスス登録による(per migrationem et censum)」ローマ市民権の取得はラテン都市の市民 (les habitants des cités latines=古ラテン人)に認められていた権 利」であったとする一方、それとは別に「カッシウス条約」以降は「ローマ人がラテン植民市に入植してラテン人となった場合でも、彼は移住権に基づき住居を出生都市(ローマ)に戻すことでローマ市民権を回復することができた」と、一種の「帰国権」の存在を主張するからである[p. 175-176.]。著者は「古ラテン人とラテン植民市市民を区別する Kremer の視点」および「[前 177 年の事例で]リーウィウスが伝える法を植民市建設の時に制定された都市法の条項に求める解釈」について「非常に興味深い」とし、ただしそれらの起源を[一般に前 493 年とされる]「カッシウス条約」にまで遡らせることには疑問を呈する。

ところで、「移住権」にかんする議論において「古ラテン人」と「ラテン植民市市民」とを分ける発想は Kremer(2006a)より先、Broadhead (2001) の提起したものではないか。Kremer は

の要件を回避するため?]、のちに解放する条件で任意のローマ市民に売却し、②[あえて?]"無子者"となったうえで、後段の欠落部分に述べられた手法によりローマ市民権を取得するということになろうか。何か積極的な対案を持ち合わせるわけではないけれども、法の逸脱とはいえ相当に技巧的な印象を受ける以上に、仮に"有子者"よりも"無子者"に有利な規定であったとすれば、当時の法の在り方として疑問を覚えざるを得ないか。

Broadhead を批判しつつも、先のとおり植民市建設時に採択された「条項」["lex"="clause"]が「移住権」の「制限」["restriction"]を含んだという考えはそのまま採用しているように見える。ただし「制限」導入の時期にかんする見解は両者で大きく異なり、Broadhead はローマが主導するラテン植民市の建設が可能となる前338年以降に置く。著者は導入時期にかんして Kremer に異論を唱えており、本書ではあらためて Broadhead の名を挙げながら「おそらく[ラテン戦争後に植民市]建設にあたり制定された都市法には、入植者たちに家子を植民市に残す条件でローマに帰国しローマ市民団に復帰することを認める条項があった」ろうとの見解を示されている[p. 183.]⁵¹。

こうして「古ラテン人」と「ラテン植民市市民」とを区別したこ

^{51 「}ius migrandi は史料上の概念ではない」ことについては著者も、他の研究者もほぼ一致している。ただしこのタームが Liv. ab urb. cond. XLI, 8, 12. 以外に登場しない事実[本章・第 2 節-註(1): p. 202.] に対する解釈・評価の方向性は、著者と例えば Broadhead(2001)とでは大きく隔たっている[本章・第 2 節-註(11): p. 203.]。後者が「移住権」をおよそ"ius"の名に値しないほど [そのかぎりでラテン人が有した他の「権利」conubium/commercium(および suffragium)とは異なる] 古い時代から一般に・広くローマを含むラテン人のあいだに認められたものであったと解するのに対し、著者は当該"ius"すなわち移住とケーンススにより市民権を獲得する「移住権」はあくまでラテン植民市建設に際しはじめて登場し、認められたものであり、それ以前には存在しないとして、ラテン人に共通した古い慣習という見解を否定する[p. 193./本章・第 2 節-註(53): p. 207.]。

とで、著者には新たな"問い"が可能となった。果たして「古ラテン人」の場合、「ローマに移住してケーンススに登録されても、ロー・マ市民とはみなされなかったのではないか」、と。遡って前 187 年の事例を見れば、前 177 年に比べ、双方とも「母国への帰国」を促すものながら、手続きにかなりの相違があることがわかる52。このことは、前 187 年に帰国命令の対象となった者が「古ラテン人」53だったことを推察させると言うのである。さらに「ケーンススの表にはローマ市民の名簿とは別にローマに居住するラテン人のため

⁵² 前 187 年の事例において、ラテン人の使節は元老院に赴くと「自分たちの国の市民が大挙してローマに移住し、そこでケーンススを受けたと訴え」ている。かれらの訴えに対し元老院はプラエトルに命じて「ローマでケーンススを受けたラテン人を捜し出し」、時限を定めてかれらを一括して「強制的に帰らせる」よう求めたと言う[p. 162.]。一方で前 177 年の事例では、前述の移住[権]を制限する「法」との関係で違法性を「審理(quaestio)」する必要があり、手続きは複雑になった。なお、この「法に基づきローマ市民権を保持」する「ラテン植民市市民」の帰国にかんして、本書・本章では、「ラテン人」に区別を設けないリーウィウスの一連の事件に対する姿勢・理解と、著者自身の「史料」解釈とを分けることにより、初出時から見解が変化している[p. 182-183./毛利(2010): p. 11.]。

⁵³ ここで著者は、「古ラテン人」が「ラテン人同盟の解体以前に建設されたコローニアもおそらく含む」ものであったと解しつつ、他方で「ラテン人戦争の終結(前 338 年)以降にローマが単独で、しかも主にラティウムの外に建設した植民市の市民」すなわち同盟解体後の「ラテン植民市市民」と対比させている[p. 180.]。

の表があり、彼らの名前はここに記」されていたと Tibiletti が述べたところも、帰国が滞りなく進んだ背景として捉えれば説得力を増すだろう。いずれにせよ、著者によれば「古ラテン人」はローマに居住し・時に投票へ参加するなど恵まれた環境を享受しても、「法的地位」においては依然として"外人"のままであった。はじめの"問い"に戻るなら、都市建設時の法により一定の条件のもとで一種の「帰国権」として「市民権」を与えられる「ラテン植民市市民」とは異なって、「古ラテン人」は「移住とケーンスス登録」によりそれを得ること、すなわち「ローマ市民」となることはなかったのである。だからこそ、かれらに対してコーンスルの「ただ一編の布告」でただちに帰国が命ぜられたのだと、全体を整合的にわれわれ読者へ示して見せる。

さて、本書をここまで読み進めてきた者ならば、すでに「カエレ 人の表」の存在を知っており、そうしたある種の思考訓練によって、 あるいはアナロジーとして54最後に著者の述べる内容も比較的素直

⁵⁴ Tibiletti(1961/2)は「ケーンススのリストには、ローマ市民のリストとは別に、ローマ領(ager Romanus)に合法的に居住する異邦人のリストがあった」と言う。それらのなかには当然「ラテン人の表」も含まれ、Tibiletti は他のローマに居住する他の人々のリストとの違いを投票権の有無に求める[補説・第3節-註(11): p. 154]。著者はこうした Tibiletti の説に難のあることを認めつつ、「もしカエレ人の名簿[=「カエレ人の表」]がかつてつくられたとすれば、それは私法上ローマ人と同等の地位を保証された人々を識別することを目的としたと想像することができる」と述べ[p. 150.]、「表」の存在を仮定して、時期については「おそらくローマがエトルーリア系の王の支配されてい

に受け入れる準備ができていよう。しかしながら「古ラテン人の表」がローマ市民と別に存在したことや、かれらが「ケーンススの表」に「[古]ラテン人」として、すなわち"非ローマ市民"として別途登録されていたことについては、著者も言われるようにあくまで「仮説」の域を出ない。この「仮説」の是非を論じ、「ケーンスス」をめぐる詳細な議論について検証していくだけの力を評者はもち合わせない。そのため以下に小さな疑問[と若干の苦情]を述べるに留めたい。

議論をもう一度整理してみると、リーウィウスが伝える3つの事例からたしかと言えるのは、おそらく「ラテン人はローマに移住すると、そこで行われるケーンススを受けることができた」こと、そして「[ローマで]ケーンススを受けても帰国を命じられることがあった」[p.160.]という2点に絞られよう。そこで著者の「仮説」に従い、ローマへ移住し・ケーンススで登録されても"別表"に留まり、「市民権の獲得」へ至らないのだとしたら、そもそもかれらは何を求めてローマ市へ移住したのか。さらになぜ移住先のローマ市でかれらはわざわざ「ケーンスス」を受けたのだろう。すなわち、このとき「古ラテン人」が求めたものが必ずしも「ローマ市民権」では、かったのだとすると、かれらの真の目的を別に探す、あるいは示す必要があるのではないか。「フレゲッラエ」55の「挿話」[p.170.]

た時代に遡る」と推測する[p. 151.]。

^{55 「}フレゲッラエ」の都市とその特徴にかんして長谷川(2001)前掲書・本稿註 27:290-411 頁[本章・第 2 節-註(2): p. 202-203.]。ただし、ここで長谷川氏はラテン人の市民権取得にかんして「古ラテン

がほのめかすように、都市の豊かさが誘因・動機のひとつとなり得たとして、母市はかれらがローマで「ケーンスス」を受けることに、なぜそれほどまでにこだわったのだろう。とりわけ前 187 年の事例が「古ラテン人」に関わるものと仮定した場合56、母市の"憂鬱"の原因はいったい何か57。いずれの点についても著者は巧みに伏線を

人」の都市と「ラテン植民市」とを分ける考えについては否定し[同書:366頁]、「移住とケーンスス登録」による市民権の取得については、177年の事例に現れる「法」の制限を認めつつも原則として肯定的である[同書:374-379頁]。

56 著者もまたこのとき対象となった「古ラテン人」[前掲・本稿註 53] の都市、すなわち「当時まで独立を維持していた古ラテン人の国家は多くなかった」と見ている[本章・第 2 節-註 (43): p. 205.]。なお、Broadhead (2001): p. 88-89 はおそらく前 187 年の事例も前 177 年と同様に「ラテン植民市」に関わるものとの見解をとる。

57 前 187 年の事例に直接の言及はないけれども、前後の情勢、10 年後の前 177 年の訴えの内容から推すと、例えば Broadhead(2001)が主張するようにマンパワーの減少、とくに人口流出による軍務の負担増が原因のひとつであったか。軍務にかんして Tibiletti(1961/2)はローマへ移住した「ラテン人」は「ラテン人」のまま「ローマ防衛のために直接税(tribunum)を納め兵役に服す義務を負っていた」と考えるようで、仮に Tibiletti の言うとおり、ケーンススでかれらだけの名簿が整えられた目的を納税と徴兵に置くとすれば[こうした義務と引き換えにラテン人には投票権が与えられた:p. 171-172.]、ラテン都市はローマへ「移住」した者を自らの軍に充てることのできない、困難な状況に陥ったか。軍事面にかんして、著者は「第1章」で「古ラテン人」が「ローマで居住を始めると……ムーヌスを分担した」と述

張り、読者のために解答を用意してくれているものと思う。だが評 者のような門外漢には、そこへたどり着くことが決して容易でない。

④「第4章 ガーイウス・グラックスの改革とイタリアの同盟市」[「ガイウス・グラックスの改革とイタリアの同盟者」『西洋史研究』新輯 16、1987年、45-76頁]

前章で「ラテン人」の「法的地位」について、「植民市ラテン人」と「古ラテン人」の相違から浮かび上がらせた著者の関心は、やがてこれら2つの「ラテン人」のカテゴリーが消滅したのち、総体としての「ラテン人」と「イタリキー」58をめぐる問題へと移行していく。

本章で検討されるのは表題のとおりグラックス兄弟、とくに弟のガーイウス・グラックスによる改革である。時期はかれが護民官職を務めていた前 123 年と翌 122 年を中心とする。事態を著者に従って手短に整理すれば、ガーイウスの改革にはおよそ「三つの柱」

べ[p. 56.]、その負担 (munus) の内容として「兵役 (militia) も負っただろう」と推論されるが、「従軍の形態」については「不明」と言うに留めている[第 1 章・第 4 節-註 (1): p. 88.]。

⁵⁸ 本章には「イタリキー」と「イタリア同盟市民」の表現が共に用いられている。「イタリキー」については、前掲・本稿註3のとおり本書の冒頭で[序章-註(5):p.10.]一度定義され、本章ではあらためて長谷川(2001年)前掲書・本稿註27への参照を促すなどしている[本章・はじめに-註(2):p.265.]。少なくとも本章では両者がほぼ同義で用いられているように見える。もっとも「イタリキー」とは何者かについては[例えば時代ごとに]論ずる必要があるのかもしれない。

59があり、うち1つが「ラテン人とイタリアの同盟市民がローマに対し抱いていた不満にこたえて、ローマとの関係で彼らの法的地位を見直すこと」を含んだと言う。ところが当該目的を達成しようとグラックスが提案した「イタリアに住む諸民族、とくに同盟市民の法的地位にかんする法案は反対派の抵抗によって失敗」に追い込まれてしまう。そこから多くの学説は上記法案の失敗を30年後の同盟市戦争と結び付け、「ローマ人は同盟市民の法的地位の改革を怠ったつけを、彼らの反乱という形で支払わなければならなかった」と結論してきた。だが果たして事態はさほど直線的に進んだのか。興味深いのは、多くの研究が"結果"の上に立ち、そこから"原因"を掘り起こそうとするのに対し、著者のアプローチはむしろ同盟市戦争を経て最終的にイタリア半島全域に市民権が拡大する"結果"へ至る、その"過程"に強い関心を向ける点である。「第一部」と同様、いわば"ゼロ時間"へと進む時計に従い、さまざまな史料を通してグラックスの動きをつぶさに追っていく。

ところで、本章は初出時からもっとも長く時間の経過した作品で

⁵⁹ 著者は改革の柱を次の3点に整理する。1つは「兄ティベリウスが前 133年に着手した農民層再建の政策を推し進め」ることであり、第2に「都市国家の諸制度を維持したまま統治することから生じたゆがみの是正」が挙げられ、これには「ローマから派遣された公職やその眷属による行き過ぎた搾取」から当地の人々を守るための「法廷

⁽quaestio de rebus repetundis)の改革」が含まれたと言う。さらに第3として本文の「ラテン人とイタリア同盟市民」の「法的地位」の問題を指摘し、他の改革はこれら3つのいずれかと関連したものとされる[p. 215.]。

ある。そのため論の構成や表現にとどまらず、史料の追加や結論に さえも目立った変化があるようだ。著者はまず「第2節」の最初に フルウィウス・フラックスの法にかんする叙述を移すことで、これ を「上訴権」「provocatio」の議論から切り離し、「市民権法」の文脈 に置き直している。あらかじめフラックスによる「ラテン人とその 他のイタリア同盟市民を一括してローマ市民にする目論み | の失敗 を示すことで、ガーイウス登場に至る経緯がより明確になったろう。 では、その「ガーイウス・グラックスの市民権法」とはどのような 内容であったのか。「非常に混乱している」と評される史料状況が 「汗牛充棟」、多くの研究・学説の山を生み出したようである。著 者は「第1節 | であらかじめ「アッピアーノスとプルータルコスの 史料としての特徴 | 60を整理すると、2人の著作を中心に、関連す る諸史料を提示しつつ、研究史を振り返ることから始めている。す なわち、ガーイウスの「市民権法」をめぐる研究の基礎はおよそ20 世紀の前半に築かれたと言い、ドイツ語圏で Kornmann (1903) を、 英語圏では Fowler (1905) を筆頭に挙げる。さらにイタリアの Fraccaro (1957c/1925) の説について論じると、かれを支持する立

⁶⁰ グラックス兄弟の改革をめぐる史料状況について、かれらの「改革を伝える一次史料はほとんどが失われ」ており、研究者は「はるか後の時代に書かれた二次史料を中心に進めざるを得ない」ことがまず指摘される。さらに、史料の中心をなすアッピアーノス『内乱史』およびプルータルコス『対比列伝』中の描写は相互に矛盾を含み、著者によれば、いずれも「単に時系列的な叙述を行っている」わけではなく、「それぞれの執筆意図に沿って、最も効果的な構成になるよう細工」を加えていることにとくに注意を払うべきだとされる[p. 220.]。

場を明確にしていく。以上はかなり乱暴なまとめ方であって、本書・本章では著者によるきわめて詳細な学説の整理ののち、本題へ進むかたちとなっている。扱われるテーマは大きく2つ、最初に「ガーイウス・グラックスの改革のクロノロジー」として、上述の「市民権法」を中心に、かれが2度の護民官職にあった前124年12月10日から122年12月9日まで、約2年のあいだに提案された[成立・不成立を含む]複数の法案の流れが明らかにされる[「第3節」]。加えてもう1つ、ガーイウスの法案と推定される「不法取得返還請求法」の検討にかかる部分がその後に続いていく[「第4節」]。

まず、はじめの「市民権法」の成立時期にかんして、著者は、先のとおり Fraccaro 説を土台に[通説とされる Badin (1958) の説と対峙させながら]、新たな史料を独自に追加して、次のように推測する。前 123 年の前半に「カルターゴー跡地への入植の決定[すなわちユーノーニア建設]」にかんする「ルブリウス法」⁶¹が成立し、同年中頃には「不法取得返還請求法」も成立、そうして前 122 年に「市民権法」が上程されたが、最後の法案は元老院を中心とする反対勢力の抵抗にあって不成立に終わった⁶²。さらに問題の「市民権

⁶

^{61 「}ルブリウス法」は後述する史料 Lex rep. Bemb.[本稿註 63 及び対応本文参照]の同定問題とも深く関わっている[p. 254-256.]。※なお "repetundae"を著者は「不法取得」と訳されるが、評者には法の内容にかんする検討が十分できておらず、以下ひとまず矢田一男氏[後掲・本稿註 85]に倣い「不当徴収」のように表現することとした。
62 著者にとってひとつ重要な点は、この同じ前 122 年後半に「ガーイウスのアーフリカ滞在」を推定する点であろう。というのも通説では「ガーイウスはアーフリカから帰ったあと同盟市民に市民権を附与す

ガーイウスによる一連の改革の流れが明らかになったところで、「前2世紀後半のローマと同盟市の関係」のなかにそれらを位置づける作業が開始される。その際、上述の「ローマ化」はひとつのキーワードとなって現れてくるようであるから、あらためて注意したい。具体的な検討対象は、すでに述べたとおり、「不法取得返還請求法」である。この法は成立時期や背景に加え、内容[訴訟手続]の面でもわれわれ読者にとりわけ興味深い点を示してくれる。少し長くなるけれども立ち入って紹介したい。

まずガーイウス・グラックスの「問題の不法取得返還請求法は、

る法を成立させようとして失敗し、続く護民官選挙にも落選して政治生命が絶たれた」と言われてきたが、著者の考えに従えば、逆にガーイウスは護民官選挙敗北後も活発な政治活動を継続しており、実際ユーノーニア建設のためアーフリカにまで渡っているから、市民権法の不成立とガーイウスの失脚とは直接結びつかないことになる[p. 246-247.]。

Tabula Bembina の名で知られる青銅版⁶³」で伝わるものである。よく知られるとおり、Tabula Bembina は両面に 2 つの法を刻む。一面にいわゆる「農地法」[Lex agraria Bembina = Lex agr. Bemb.]が、もう一方の面には「不法取得返還請求法」[Lex Repetundarum Bembina = Lex rep. Bemb.]にかかる内容が残されている。両法の関係や制定時期をめぐる問題は本書[p. 247 以降]に細かく論じられ、著者は最終的に Lex rep. Bemb.の成立を「前 123 年の前半、恐らくは第 1 四半期後半から第 2 四半期前半のあいだ」と絞り込む。Lex rep. Bemb.の同定問題にかんしてはすでに議論の尽くされた感もあるけれど、本書の主張と通説に従い、それをグラックスに関係する法⁶⁴とひとまず見做したうえで、いったいどのようなことがうか

⁶³ 本銅板をかつて所有していた Pietro Bembo 枢機卿に由来する[本章・第4節-註(1):p. 279.]。

⁶⁴ この点にかんして、著者自身が述べるとおり[p. 256.]、初出時と見解が大きく変化している。当初は Lex rep. Bemb.を Mommsen 以来の「アキーリウス法」と同定する考えを採用し、成立時期は政治状況等を踏まえて「122 年前半」が相当だとしていた。一方で、この[アキーリウス]法とガーイウス・グラックスの法廷改革のための法との関係については、初出時すでに「仮に」と前置きしつつ「[ガーイウス自身による法廷法ではなく]アキリウスがガイウスの意向を受け法廷改革のための法を成立させ」たのではないかとの考えを示唆していたが[毛利(1987):64-65 頁]、本書・本章ではより明確に、独立した「法廷法(lex iudiciaria)」の存在を否定する[本章・第3節-註(46):p. 276-278.]。すなわち「ガーイウスの法廷法として確実に伝わるのは、不法取得返還請求訴訟の審理を元老院議員から騎士の手に移した法一

がい知れるのだろうか。というのも、著者がこの法に注目した大きな理由は「不法取得返還請求訴訟で勝訴した原告への報奨」にあると考えられるからである。同法について、研究の多くが審判人団["judices"]の新たな構成に注目し、450人の審判人候補者のリストから「元老院議員及びその家族・・・を排除すること」を第一の目的に、審判人の[少なくとも]中心を騎士階層65へと移したこと、「元老院議員階層」が裁かれる側に回ったという政治的文脈を重視してきたように思う。後述のとおり、著者もまた政治的理由を軽視するわけでは決してないが、本書・本章で興味深いのは、同法の定める「報奨」、とくに「非ローマ市民」に与えられるという「ローマ市民

本

本にすぎない」として、Tibiletti(1953a)を積極的に支持し、Lex rep. Bemb.を法廷改革を含むガーイウス・グラックス自身による「センプローニウス法」[成立時期は前 123 年前半]に同定する [p. 242-243.]。なお Tibiletti は「アキーリウス法」の成立を前 111 年頃とし、内容的に大部分を[ガーイウスの]「センプローニウス法」から引き継いだため、政治的な意味は乏しかったと評価している。著者も本書では上記のとおり Lex rep. Bemb.を「センプローニウス法」と同定し、「アキーリウス法」とは別の法と見做したため[p. 256]、「アキーリウス法」をめぐる議論は次章・「第5章」に引き継がれることとなった。

⁶⁵ 著者は本書中で「騎士」とのみ表現されるが、Sherwin-White (1982): p. 19, 28 が指摘するように、法の定める要件にしたがった場合、排除された者は果たして「元老院議員階層」に限定されたのか[あるいはより低い地位・階層の者も含まれたのか]、またこの時期に「騎士」をひとつの"階層(ordo equestor)"として捉え得るかなど、検討の余地があるのかもしれない[Lintott (1992): p. 117.]

権」に着目された点だろう。ここで再び、われわれの関心は「市民 権」へと結びつけられる。

著者によれば、同法で「非ローマ市民原告のために用意されてい る[報奨の]オプション | には2つあった。1つ目はまさしく「ロー マ市民権(DE CEIVITATE DANDA)で、対象は男系の孫にまで 及」ぶ。これにはさらに「兵役を満了したと見なし、軍務を免除す る」ことも含まれたらしい。以上、第1のオプションを選択できた のは、「もし彼らのうち誰かが、この法に基づいてほかの者を「告 訴・告発し]、告訴・告発した者がローマ市民でない場合は | とだけ 規定されていたと言う。したがって、勝訴の「報奨」として「市民 権 | を得るには「非ローマ市民であること以外に条件はつけられて いない | こととなろう。他方、第2のオプションは「上訴権 (provocatio) と兵役および公共奉仕義務の免除特権 (vocatio、 vacatio) の附与 | を内容とし、第1のオプション[ローマ市民権]を 望まない者に「代替の報奨」として準備されたと著者は見る。ただ し、この第2のオプションは誰もが選択できたわけはでない。法条 の"SEI QUIS EORUM, QUEI"以下の欠落と補充には議論を要する けれども66、著者は「むしろ第一のオプションがすべての非ローマ

⁶⁶ 碑文には欠落部分を挟んで適用から除外される公職名と思われる文言が残されている。Mommsen は挙げられた公職の"名称"[...dicta?tor praetor aedilisve]を主たる根拠に第2のオプションの対象を「ラテン人」に限定し、後の学説もおおむね Mommsen を継承したようである。ただし碑文の詳細を検討・再構成した Lintott(1992)、および Crawford(1981)もまた著者[p. 257-259.]と同様に「ラテン人」には限定していない。なお Sherwin-White(1982): p. 29-31 は第2のオプシ

人原告に選択可能だった以上・・・この第二のオプションも除外が明記された[公職に就いた]者を除くすべての者に選択を認めていたと考える方が理にかなっているのではないか」と判断している。そのうえでむしろ、公職経験者など都市の指導的役割を果たす人々が「除外」され、事実上第1のオプション[=「市民権」]しか選択できない仕組み⁶⁷に注目した Gabba の説をヒントに、ガーイウス・グラックスの意図を次のように読み解く。ガーイウスはそうした

ョンがもっぱら"nomen Latium"[≒「ラテン人」および「イタリキー」]を対象とするもので、さらに第3の「報奨」オプションが他の"非ローマ人(peregrini of extranei nationes)"には用意されたと考えている。以下、本稿で評者が引用する碑文「Tabula Bembina」の構成・文言などは基本的に Lintott(1992)による。

⁶⁷ 著者は「この時代、ローマ以外の国に住む者にとってローマ市民となることは必ずしも利益をもたらす訳ではなく、2番目のオプション(上訴権)を希望する者のほうが多かっただろうと想像できる」としている[p. 260.]。本書の全体テーマとして「市民権」を優先したためか、「provocatio」をめぐる議論は、初出時に比べひとつ背後に退いたかのような印象も受けるが、著者の指摘は、かれら「ローマ以外の国に住む」人々が果たして「ローマ市民権」そのものを望んだのか、むしろ「ローマ市民権」の"実質"すなわちローマの「法」による保護の拡充を欲したのかという観点からも興味深い。なお、「provocatio」を["提訴"でなく]あくまで「上訴」と捉えた場合、必然的にそれより前・属州等での公職者による権力行使[懲戒(coercitio)]を"第一審"と見做すこととなるが、"provocatio ad populum"の審級制をめぐる議論にここでは立ち入れない。

「ラテン人やイタリキーの都市の支配層」によって「ローマ政界の「最良の人々(オプティマーテース)」を自認する貴族たち(不法取得返還請求法により告発されることが見込まれる者たち)に対抗する勢力を作ること」⁶⁸を狙ったのではないか、と。「市民権」を取得した者自身のみならず「姻戚関係や庇護関係」までを巻き込み、自らの[新]「勢力をイタリアの諸都市に形成することを目論んでいたのかもしれない」と推察する。こうしてガーイウスの「頭の中には、単にラテン人やイタリアの同盟市民を窮状から救うだけでなく、ローマ市民団に新しい息吹を吹き込み、地中海規模に拡大した帝国の支配者ふさわしい市民団⁶⁹に作り替える、という構想があった」のだと言う。

著者の分析は多方面に及び、到底ここで扱いきれるものではない。 そこで、最後の点に関連した技術的なことを僅かながら考えてみた

⁶⁸ 議論のあることを前提に、著者は"Mommsen 説"を支持し、Lex rep. Bemb.が、勝訴により「市民権」を得た原告を被告[有罪となった者] のトリブスに登録するよう命じたことで、後者が従前のトリブスから 排され、前者を新規登録する"入れ替え"が起こったと考えているようである[p. 261-262]。

⁶⁹ 平田隆一「ヨーロッパ: 古代: ローマ(一九八七年の歴史学界: 回顧と展望)」『史学雑誌』97-5、1988 年、902-907 頁は、初出時の著者の論攷を評して、この「最後の推定が説得力をもつためには、「帝国の支配の支配者にふさわしい市民団」とはどういう市民団なのか、「帝国」をグラックスはどう捉えていたのか、少なくとも著者はどう理解しているのか」について積極的な説明が必要だろうとの指摘をしている。

いと思う。著者は、本章「おわりに」で、「オプティマーテース」と ガーイウスの考えにさほど違いのなかったことを主張される。その 際、証左として挙げられるのが不法徴収にかんする法に含まれる条 項である。Lex rep. Bemb.は「報奨」を手にする者について、"quoius eorum opera maxime is condemnatus erit"[v. 76]と記載していた。 この文言から著者は、「報酬を実際に得ることが出来たのは勝訴に 最も貢献した人物に限られたという解釈が正しいとすると、該当す るのはラテン人や、イタリアの同盟市民の中でもラテン語に堪能で ローマ人の習俗や法律によく通じていた一部の者に限られた | ので はないか、と推論する[p. 262.]。さらにこれより少し前の箇所でも、 「不法取得返還請求の訴訟を起こすことはローマに敵対する民族 を除き広く認められていたとしても、おそらく現実に「「報奨」とし ての]ローマ市民権を得られたのは、ラテン語に堪能でローマの法 制度に通じていたラテン人とごく一部のイタリキーに限られただ ろう」と論じている[p. 257.]。当時、市民権の一括附与に否定的な 「オプティマーテース」も、個別の附与は認めており、ただしかれ らが念頭に置くのはもっぱら「ラテン人」であった。一方、ガーイ ウスは「イタリキー」をも対象に含めたとされるが、先のとおり、 附与の前提に「十分なローマ化を置く」ならば、両者の考えは基本 的に一致していたことになろう。ここで評者がやや疑問に感ずる点 は、「報奨 | としての「市民権 | を得る人々を限定していくロジック にある。論拠は、法があくまで「勝訴に最も貢献した者」との要件 を課していたことだが、たしかに自ら訴え・勝訴にもちこむには相 当のローマの法知識とラテン語での弁論能力が求められたろう。だ からこそ、ラテン語により堪能で、ローマの法制度にも通じている

可能性の高い「ラテン人」と「イタリキーの一部」とされたものと 思う。しかし仮に Lex rep. Bemb.が再構成されているとおりであれ ば⁷⁰、同法が"他人の名において訴えること (alieno nomine petet)" を認める条項を置いたこともまたたしかなようだ。著者はこの人物 を「patronus」と想定されるが、果たして「patronus」イコール「法 廷(定)代理人」[p. 288.]だろうか。というのも法は別の箇所・条 項[vv. 9-11]で「patronus」について扱っており 71 、少なくとも"訴え の提起(nomimis delatio)"[訴訟追行]は、「patronus」でなく、あ くまで当事者本人あるいはその"代理人 (alieno nomine petet) "と しての"cognitor(代訟人)"[ないし"procurator(委託事務管理人)"]72

⁷⁰ Lintott (1992) を参照。

^{71 「}patronus」は原告・訴追者の求めに応じプラエトルにより与えら れ、弁護人・弁論補助人として訴訟係属後に訴追者をサポートしたの ではないか。なお、Mattingly (1970) は、同法[かれは一貫して Lex rep. Bemb.を「第5章」で扱われる「セルウィーリウス・グラウキア 法」と同定する]が「報奨」としての「市民権」附与の対象としたの は「ラテン人」のみと主張する。さらに「patronus」を"代理人"と見 做したうえで、法が別に定める軍務の免除といった「報奨」[v. 83-84, 87.]にかんして言及される「ローマ市民」とは「patronus」に他ならな いと解釈するが、かれの説には批判も多い[Lintott (1992): p. 157-160. /Sherwin-White (1982) は法の同定問題に始まり、論文全体を通じて かなり Mattingly に批判的である]。

⁷² 両者の違いにかんして、ひとまず Gai. Inst. IV, 82-85 を参照。ロー マ法上の代理制度、とくに訴訟代理について踏み込んだ議論をここで 行うことはできない。

が行ったものではないか。Lex rep. Bemb.は、上記の新たな訴訟開始手続き [nominis delatio] 導入に加え、不当に奪われた物の 2 倍額の返還を巧みに盛り込む [vv. 57-59.] など刑事的要素を多分に含んでいる。けれども民事の場合と同様の"代理人" [cognitor/procurator] による訴訟が可能であったとすれば、かれらが一切を引き受け、加えて弁護人 (patronus) の援助まで期待できるなら、被害者自らが訴えの提起や弁論を行う必要はなくなり、言語や法律的知識の優劣といった制約から自由になることができたのではないか。また、この場合の「報奨」も「patronus」でなく、訴追者[=「勝訴に最も貢献した人物」] たる"本人"が獲得すると考えるのが自然だろう。Lex rep. Bemb.が「報奨」の"受け手"として想定したのは訴えの提起を認めたおよそ「すべて」の人であり、そこには言語能力やローマの法知識の有無を問わず、あらゆる"非ローマ市民(socionominisve Latini extraneumve)"、さらに著者の指摘のとおり [p. 288.]、「ローマ市民」73もまた含まれてよいのではないか。したが

⁷³ Lex rep. Bemb.が定める「報奨」の対象に「ローマ市民」を含めるか否かを論ずるにあたり、ネックとなるのがキケローの発言である。"repetundae"すなわち属州などローマ支配下の地域において公職者らが行った住民から不当な徴収にかんして、とくにシキリア総督ウェッレースのケースはキケローの著述を介してよく知られている。そのウェッレース裁判における訴追人を決定する予備演説のなかで[Cic. Div. Caec. 18.]、かれはローマ市民には別の訴え方が準備されていることを理由に、不当徴収にかんする法をローマ市民以外の者のためのもののように言う。その際キケローが念頭に置いた関連法のうち、最初のものが前 149 年のカルプルニウス法[カルプルニウス・ピーソーの提案

によるもので Cic. Brut. 106 などでも同法に触れている]である。この 法について著者は、「外人係プラエトルが指揮したと考えられ、ロー マ市民は自分自身のために訴えることができなかった」[本章・第4 節-註(54): p. 288.]と推察される。しかし、カルプルニウス法が"神 聖賭金式訴訟 (legis actio sacrameto) "を用いたことは Lex rep. Bemb. の条項"lege Calpurnia aut lege Iunia sacramento actum siet"[v. 23]自体に 言及されており、"法律訴訟"である以上、まずは「ローマ市民」の利 用を想定すべきだろう[例えば J. S. Richardson (1987), The purpose of the Lex Calpurnia de Repetundis, The Journal of Roman Studies, 77, p. 1-12.]。あるいは仮に擬制その他の方法によってローマ市民以外の者が 利用したとしても、ローマ市民がカルプルニウス法の適用から排除さ れたとは考えにくい。また上記のキケローの叙述との関係では、たし かにローマ市民には不当に奪われた物を回収する他の手段が存在して いたとして、権力者に対し一般の民事訴訟を提起するより、この問題 のためにとくに設けられた手続きおよび法廷(quaestio perpatua)を利 用する方が被害者にとって有利であった可能性も否定できまい。実 際、キケローは上記の発言にすぐ続けて、「ローマ国民は言うに及ば ず、最果ての地の諸外国までもが、すでに久しくこの法律の厳格な守 護者を求めている(cuius legis non modo a populo Romano, sed etiam ab ultimis nationibus iam pridem severi custodes requiruntur)」と、法の趣旨 を説明している[西村重雄訳「クイントゥス・カエキリウスを駁する 予選演説」『キケロー選集 4』(2001年、岩波書店) 14頁]。なお、カ ルプルニウス法において「外人係プラエトル」が法廷指揮を行ったと いうのは、Lex rep. Bemb.が当初「外人係プラエトル」を担当者とし ていたことから遡って類推されたもので、あるいは市民係プラエトル が担当した可能性についても議論はひとまず開かれたままのようであ

って、少なくとも当該の法に定められた手続きからするかぎり、「市 民権 | の附与という「報奨 | の対象を限定する要素は読み取れず74、 むしろ広く"非ローマ市民一般"すなわち属州民まで含め、さまざま な言語・異なる習俗で生活する人々を幅広くこの1つの法のもとで 扱おうとしたとは考えられないだろうか。むろんガーイウス・グラ ックスの"真の意図"を軽々に判断するのは危険なことである。ここ では不当な徴収による被害者を広く"救済"するという法の側面を 重視して文言解釈の可能性を求めたに過ぎず、仮にその仕組みが評 者の考えるようであったとしても、「市民権 | という「報奨 | を「現 実」に取得する者が、著者が言われるとおり「ラテン人とごく一部 のイタリキー | であることを否定するものではない75。ましてや、

る。

^{74 &}quot;勝訴に最も貢献した者(quoius eorum opera maxime is condemnatus erit) "という表現[あるいは類似の内容]は Lex rep. Bemb.[および「第5 章 | に登場する関連法]に限られたものではなく、同一事件に複数の 訴追者を容認する他の法のなかにも見られると言う[M. C. Alexsander (1982), Repetition of Prosecution, and the Scope of Prosecutions, in the Standing Criminal Courts of the Late Republic, Classical Antiquity 1-2, 155-157.]。著者も指摘されるとおり[本章・第4節-註(54): p. 288.]、こ れは前掲・本稿註73に引用したキケローの弁論に登場する 「diuinatio」の制度が導入されたことでのちに不要となったか。 75 著者は「法文上の文言ではなく、現実にはどうだったか」こそが問 題と指摘されている[本章・第4節-註(55): p. 289]。なお Sherwin-White (1982) は「ローマ化」とはまた別の文脈で、投票などの政治 的権利を実際に行使し得たのは地理的条件等に恵まれた人々であった ろうとの前提から、「市民権」の「報奨」は"現実的に"イタリア半島

その「報奨」を実際にどれほどの人が望んだのかはまた別の問題である。

●「第5章 ガーイウス・グラックス以降の不法取得返還請求法」新たに書き下ろされた「第5章」でをもって本書は完結する。その「第5章」にはグラックス以降の「3本の不当取得返還請求法」が取り上げられ、そもそも問題は複雑かつデリケートである。というのも著者は先行する「第4章」で[本書では Tibiletti にしたがい] Tabula Bembina の一方の面に刻まれた法[Lex rep. Bemb.]をグラックス自身が提案した「センプローニウス法」と見做した。そのため、不法徴収にかかる法として、キケローの弁論に「マーニウス・アキーリウス・グラブリオの同名の父」を提案者として登場する「アキーリウス法」 [Cic. Verr. 17,51.]について見直す必要が生じ、また2本の「セルウィーリウス法」、すなわち前106年のコーンスル=セルウィーリウス・カエピオーが提案した法と、さらには同定問題が繰り返されてきた「ガーイウス・セルウィーリウス・グラウキアの法」にかんしても検討されなければならない。これらのうち、

の人々=「ラテン人」および「イタリキー」へ限定されたと見るが、 Lintott (1992): p. 158. は懐疑的な様子。

⁷⁶ 本章が扱う問題の一部は、本書に「第4章」として収められた論攷「ガーイウス・グラックスの改革とイタリア同盟者」(1987年)の終盤[p.71-74.]で取り上げられている。そこでは主に1963年の長谷川氏の論攷「フレゲッラエ叛乱考」[長谷川(2001年)前掲書・本稿註27所収]との関係から考察されていたが、本章では碑文史料および文献史料が具体的に示され、より詳細に論じられる。

最初の「アキーリウス法」については前章でほぼ議論が尽くされており、カエピオーの法も成立の経緯や内容はかなりはっきりしているから、残るグラウキアの法⁷⁷を中心に本章は展開されていくことになる。というのも、通説によると、この最後の法は、「[前 106 年に]カエピオーが元老院議員の手に取り返した不法取得返還請求訴訟の法廷を再び騎士に与えた」ものと考えられているからである。

さて、ここで著者が上記3つの法を章をあらためて考察する理由は、ガーイウス自身による改革以降のローマの政策において「イタリアの同盟市民と市民権の問題」がいかなる変遷を遂げるのかを見るためである。具体的には、各法の制定時期や順序、さらに内容の詳細を通じて、前章で示した「オプティマーテース」の考えとガーイウスの側に連なる人々の考えの差あるいは一致をたしかめることにあろう78。それぞれの法に現れる「報奨」としての「市民権」

_

⁷⁷ Lex rep. Bemb.を「グラウキア法」に同定する説を繰り返し主張するのは、Carcopino(1929)説にふたたび戻ったとされる Mattingly (1969) だが、Sherwin-White(1982)など、研究者の多くは否定的で、著者も積極的には取り上げていない。Mattingly にかんしては前掲・本稿註 71 を参照。

^{78 「}オプティマーテース」とガーイウス・グラックス[の側に連なる人々]、さらに「ポープラーレース」、それぞれについて、あるいは3者の関係について、著者がどのような捉え方をされているのか。本章の最後にある「少なくとも彼[ガーイウス]はポプラーレースの手法の限界を認識し、それを乗り越える方法を彼なりに模索したのではないか」という発言よりほかに評者にはうかがい得ない。ただし、著者が本章の「エピローグ」に置いた註(2)[p. 349.]のなかで、「歴史を研

附与を通して、ガーイウス・グラックス後のローマの支配層が「イタリキー」に対していかなる態度で臨んだのかを明らかにしていく。それは裏を返せば、「当時のイタリキーにとってローマ市民権が持っていた意味を推測する」[p. 9]手立てともなるからである。そこで、以下、「報奨」にかんする議論のうち前章と重なる部分は繰り返しを避け、著者の主張を中心に紹介していく。

著者ははじめの 2 節で、史料と Mommsen 以来の学説から問題の法の提案者と目されるグラウキアの経歴を仔細に追い、さらに「宣誓条項」を介して 2 つの碑文(fragmentum Tarenticum⁷⁹/Lex Latina Bantina⁸⁰)に残された「不法取得返還請求法」の同定を進めていく。そうして、後者の史料[Lex. Lat. Bant.]をセルウィーリウス・カエピオーの法[前 106 年]に、もう一方[frag. Tarent.]をセルウィーリウス・グラウキア法[前 104 年 81] に結び付けると、次節で

究する者として、個々の政治家や政治集団を評価することよりも、むしろ個人を超えたところにある制度や、集団によって共有される文化を知り、それらが変化していく要因を探ることにより大きな意味を見る」と語られていることは、この[いわゆる"党派(genera)"をめぐる]問題 とのあいだの著者の距離・態度について何らかの手がかりを与えてくれるのではないか。

 $^{^{79}}$ 「ターラント(タレントゥム)で出土した青銅版の断片にきざまれた法文」[本章・はじめに-註(2): p. 331-332.]

^{80 「1790} 年(1791 年?)にオッピド・ルカーノ(バジリカータ州) 近郊の墓地で破片が見つかった青銅版(Tabula Bantina)の表面に刻ま れているラテン語の法」[本章・はじめに-註(3): p. 332.]

⁸¹ ただし成立時期については、Tibiletti (1953a) が前 101 年と推定す

「市民権附与」の範囲をめぐる具体的な検討に入っていく。

そこに引かれているのがキケローの有名な『コルネーリウス・バルブス弁論演説』である。弁論に現れるカエピオーの法について著者は、「ガーイウス・グラックス以来、不法取得返還請求訴訟は勝訴した原告にローマ市民権を認めていた」が、「セルウィーリウス(カエピオー)法は、不法取得請求訴訟で勝訴した原告に市民権を与える範囲を「ラテン人」に限ったらしい」と言う。理由は本法が「オプティマーテースの支持を得て成立した」ためである。ところが、もうひとつの「セルウィーリウス法」すなわち「オプティマーテースの支配に挑んだ」はずのグラウキアの法を伝える frag. Tarent.でも[碑文の文言からは必ずしも明らかではないが]おそらく「報奨としての市民権の附与はラテン人に限られていたのではないか」との「想像」が明かされていくから興味深い[p. 323]。

先の「第4章」で著者は、ガーイウスの法が「自国で高位の公職に就いた者をあえて第2のオプションの選択から排除し、ローマ市民権の選択を強制」したのは「オプティマーテースに対抗する勢力の形成」をローマの支配層の中に目指したためと説明したが[p. 261-262.]、翻って本章では、「この仮説が本当にガーイウスの意図を捉えているとしても、彼の後継者たちがこの政策を引き継ぐことは」なかったと推定する[p. 324.]。こうしてグラックスに続く法がいずれも「報奨」としての「市民権」を「ラテン人」へ限定し、「イタリアの同盟市民」を除外していく動きを見せた理由については、「おそらく、……出生市に住み続けるイタリアの同盟市民にとって

るのに対し、著者はグラウキアの経歴を考慮して「実はそれ以前だった可能性も排除しきれない」と言う[p. 301]。

自分と家族だけがローマ市民となることは、メリットよりもデメリットの方が大きいという現実」によると分析する。つまり、当の「イタリア同盟市民」自身は必ずしもローマ市民権を望んでいなかった。すると、では、かれらが起こした「同盟市戦争」の原因あるいは目的とは、いったい何であったのか。

本章の最後に著者は「イタリア同盟市民とローマ市民権」の問題 を考える「第4節」を置く。本節は「これまで著者が比較的に批判 的な取り上げ方をしてきた] Mouritsen (1998) を多く引いている 点も印象的で、その Mouritsen によれば、そもそも「ローマ市民権 を拒否されたことが同盟市戦争の原因ではなかった」とされる。む ろん著者は Mouritsen の主張のすべてを受け入れるわけではない。 けれども、「ローマ市民権」にかんして、それが「いかに多くの利益 をもたらしたにせよイタリキーが求めたのはローマの支配から逃 れ、自分たちの連合国家を造ることで、恐らくこれは最初から変わ らなかった | との主張には一定の理解を示している。他方で、同盟 市戦争の"結果"についてはむしろローマ支配層の側から説明して いくようである。戦争の原因あるいは目的が何であれ、「同盟市の 反乱という危機に直面したローマのオプティマーテースは、結局こ れまでの政策を転換し市民権の一括附与へとかじを切った | [p. 327]のだから。この大きな方針転換により、「様々な歴史的背景を 持ち、文化的にも多様なイタリキーの国家や部族を帝国の支配体制 のなかに取り込み、半島全域に広がった領域を統治する体制の構築 に迫られた | かれらにとって、唯一の雛形は「かつて祖先たちがラ テン人戦争のあとラティウムとカンパーニア北部の地域を政治的 に統合した際に作り出した制度 | に他ならない。こうしてふたたび

ローマは「併合」した国家や部族の制度をできるかぎりローマに倣って変革させ、その上で大幅な自治を認めて各領域の統治を担わせる、かつての「統合」システムを呼び起こす。自治都市「ムーニキピウム」は、ローマ市民の入植により誕生した「コローニア」とともに、「巨大な「都市国家ローマ」のもとで帝国の核であるイタリアを支える」任務を課されることとなったのである。

【あとがき】

われわれ読者は本書によって、「ローマ市民権」の附与と「ムーニキピウム」制度を中心に、それらが「共和政下」のローマでどのような役割を演じたのか、イタリアの「支配」・「統合」という側面から数百年に亘る歴史をたどってきたことになるだろう。本書・前半の「第一部」で、「ローマ市民権の附与」は、それが投票権を伴うもの、あるいは伴わないもの82であったとしても、ローマという「国

⁸² 本書の前半で論じられた「投票権なきローマ市民権(civitas sine suffragio)」にかんして、海外では Sordi(1960)・Humbert(1978)のモノグラフィー[前掲・本稿註 23]をはじめとする研究蓄積が豊富な一方、国内で特化した研究は少ないように見受けられる。そうしたなかにあって本書は、「政治的権利を分離する」というローマに"特異"な「市民権」がいかに生み出されたか、「投票権なき市民権」の「起源」問題を集中して扱った。評者としては当該「市民権」のその後の展開・変容にも興味をひかれるが、構成[「第一部」・「第二部」]からすれば本書の直接の問題関心とは別だろう。「投票権なき市民権」の消滅の時期等については前掲・本稿註 9[本書・序章-註(19):p. 12.]を参照。

家 | への「併合 | を意味していた。「併合 | された都市は「ムーニキ ピウム」と呼ばれ、住民は従前の都市市民権にかえて「ローマ市民」 となり、「ムーニキペース」として生きることとなった。やがて後 半「第二部」に入ると、そうした「市民権」を与え、あるいは獲得 する人々が主役となって次々に登場し、ローマ中央の政治風景を背 後に見ながら、「ラテン人」や「イタリキー」自身が必ずしも「ロー マ市民権」を求めたのでないことも明かされた。そうした本書の議 論において、著者が一貫して問題とされたのは、これら人々の「法 的地位」であったと思う。"civitas"すなわち「ローマ市民」として の「法的地位」は、「ローマ市民」のように暮らすこと、例えばロー マの「領域内に移住し、そこで一定の保護を受けながら生活し経済 活動を営む | あるいは「私法上ローマ人と同等の地位 | あることと は別の・次元の異なるものとして、両者は常に・鋭く区別されてい たはずである。印象論と映るかもしれないが、あえてここで評者の 考えを言えば、果たしてローマの人々、少なくとも「第一部」で描 かれるような社会に生きた人々は両者の違いをどれほど意識した のだろう。かれらは、近代以降[とりわけ19世紀の人々]のように、 明確に"法と事実"の問題とを分けたろうか、あるいは別の問い方を するなら、そもそも「ローマ市民権」とは、さほどに"法的"な存在 だったのだろうか⁸³。

^{83 「}市民権」概念について、ひとまず前掲・本稿註 41 のブライケンによる古典的学説を参照。「投票権なき市民権」については、その「起源」にかんして、Mouritsen が「投票権なき市民権が明確な法的
カテゴリーとして現れるのはそれ[=共和政中期]よりも遅く、おそら

著者は学説の出発点を多くの場合 Mommsen に置く。その Mommsen はローマの法と学問を考える上でも常に参照されてきた。すると同じ"19世紀の巨人"を源流としながら、しかも「市民権」という一見して"法学"にもっともふさわしいテーマを扱いながら、本書において国内の法学関連の文献に参照がないことはいかにも残念ではないか。理由はいくつも考えられよう。例えば、ローマの「市民権」が決して近代的な「権利」概念で捉えきれるものでないこと⁸⁴、あるいは用いられる「史料」の性質の違い[主要な分析対象が「年代記」や「古物研究」者の手によるものであること]が互いの制約となっているのかもしれない。けれども、ローマの「法」の研究において、幾度も指摘されてきたように、"私法"により多くの力が注がれたのだとすれば、それも原因のひとつと言えようか。後半で詳しく論じられた不法徴収にかんする法が象徴的に示すとおり、1960年前後に矢田一男氏が集中的に行って以降、ローマ法研究者によって書かれたものは管見のかぎり見当たらない⁸⁵。すると、あ

_

く前 2 世紀ごろ」["it only emerged as a distinct legal category at a much later stage" Mouritsen(2007): p. 157.]と推測するのに対し、著者は「むしろ[civitas sine suffragio という]ターム自体は前 4 世紀の後半に存在した」もので、逆に「のちの歴史家[リーウィウスやディオ]たちはその元来の意味内容を正確に理解せずに叙述のなかに用いた可能性もあるのではないか」と述べる[補説・第 2 節-註(1): p. 153]。前掲・本稿註 42 を参照。

⁸⁴ 長谷川(2001)前掲書・本稿註 27:29-47 頁。

⁸⁵ むろんこの間に国内で刑事裁判・手続きにかんする研究は多く進められている。一連の"lex repetundarum"について、矢田一男「不当徴収

るいは逆に、今後さらなる学問的交流が進めば、「ローマ市民権」 の附与にかんするリーウィウスの叙述に、かれが生きた時代や社会 の法意識がどのように・どの程度影響したかなど、古典的学説の見 直しを含め86、他領域の研究成果を相互に活かしあう可能性も広が

返還請求アキリア法(紀元 631-2 年、紀前 122-1 年): 大要 | 『法学新 報』66-12、1959年、1323-1331頁、矢田「不当徴収返還請求アキリア 法 2(完)」 『法学新報』 67-1、1960 年、69-76 頁、矢田「Quaetiones Perpetuae の史的素描:主として共和政期」『一橋論叢』49-3、1963 年、331-347頁[※「不当徴収」は矢田訳に倣った:前掲・本稿註 61]。海外の文献については著者が本書のリストにまとめられてい る。一方で国内にも荻原英二「不当取得返還請求法の罰金刑について —113 年、C. Porcius Cato の裁判の検討 | 『紀尾井史学』6、1986 年、 28-34 頁、荻原「ローマ共和政期の不当取得返還請求裁判について― 告発意図および「審判人」の諸相|『西洋史学』150、1988年、103-117 頁、荻原「『不当取得返還請求の罪の成立について』紀元前 149 年以前の対応と処理をめぐって」『上智史学』38、1993年、119-138 頁、志内一興「ガイウス・グラックスの不当取得返還請求に関する常 設査問所改革―ローマの支配者意識の形成 | 『クリオ』10、1997 年、 1-14 頁などがある。とくに志内氏のものは先行する萩原氏の3つの研 究論文を基に、本書でも取り上げられた海外の文献を紹介しつつ、カ ルプルニウス法との比較においてグラックスの法[Lex rep. Bemb.]の新 しさを見出していく分析が興味深い。

86 原田俊彦『ローマ共和政初期立法史』(啓文堂、2002年)は「リーウィウスの認識と近代のローマ史・ローマ法史との関わり」について、リーウィウスにおける「立法史的歴史叙述・立法史観」の存在を指摘し[同書:43頁]、さらに"Mommsen 説"との関係では、「[19世紀

ってこよう。

本書の最後で著者はもう一度、冒頭のキケローの発言に戻り、かれらが「「ローマ化」と自分たちの伝統に根ざすアイデンティティのあいだで、どう折り合いをつけたのか」と問い直す。【まえおき】のとおり、これに直接の答えはなく、「エピローグ」は「帝国」の危機と新たな支配者の誕生の物語によって結ばれている。だが、『一つの市民権』のもとへと「統合」が進むなか、それでも『二つの祖国』をかれらが語るとき、「ムーニキピウム」の市民が"二つの法"で生きた"自由の記憶"はとどまり続けたのではないか。本書は史料のなかに幾層にも眠る忘れがたい"記憶"をたどる。『一つの市民権と二つの祖国』、それはローマの「法」のあり方をめぐって、著者からわれわれ読者に投げかけられた"問い"のようにも思える。

ローマの支配・ヘゲモニーを論じた作品は数多い。しかし、本書を評して何より言えることは、これほど真正面から「市民権」の問題を徹底して捉え、圧倒的な質と量の史料分析を通して「ローマ市民」の実像に迫ったものに今後出会うことが果たしてあるだろうか。読者は著者とともに英・独・仏・伊の各言語による近代以降の主な学説の変遷を追い、さらにラテン語・ギリシア語の一次史料を詳細な解説のもとに学び・考える機会を得る。なんと贅沢なことか。

的]法実証主義的立場がリーウィウス的な立法史としてのローマ史認識に根拠づけられ、19世紀的法実証主義という時代的制約を負ったローマ史研究・ローマ法研究が20世紀にも展開されたのではないか」と述べる[同書:17-19頁]。